

# 第5次 野洲市人権施策基本計画 (案)

令和8年(2026年)1月  
野洲市人権施策審議会

# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b>	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 人権をめぐる社会的な動向	2
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	4
<b>第2章 野洲市の現状</b>	5
1. 統計からみる現状	5
2. 市民意識調査からみる現状	9
3. 前回計画の評価	16
4. 課題のまとめ	20
<b>第3章 計画の方向性</b>	21
1. 基本理念	21
2. 施策体系	21
<b>第4章 施策の推進</b>	22
1. 人権施策の推進	22
(1) 人権教育・人権啓発の推進	22
(2) 相談・支援体制の推進	26
(3) 協働による人権尊重のまちづくり	28
2. 分野別施策の推進	29
(1) 女性	29
(2) こども	32
(3) 高齢者	35
(4) 障がいのある人	38
(5) 同和問題	41
(6) 外国籍の人	43
(7) 性の多様性	45
(8) インターネット上の人権侵害	47
(9) その他さまざまな人権問題	49
<b>第5章 計画の推進体制</b>	50
1. 人権施策の推進体制	50
2. 人権施策の進行管理	50
<b>資料編</b>	51
1. 野洲市「人権尊重のまち」宣言	51
2. 「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」平和都市宣言	51
3. 野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例	52
4. 野洲市人権尊重のまちづくり推進本部要綱	53
5. 野洲市人権施策審議会規則	55
6. 野洲市人権施策審議会委員名簿	57
7. 策定経過	58
8. 用語解説	59

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

「人権」とは、すべての人が生まれながらにして持っている、かけがえのない基本的な権利であり、人が人として尊重され、自分らしく幸せに生きるために欠かせない、だれからも侵されることのない普遍的な価値です。人権は、人種や性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認、信条や出自等に関わらず、すべての人に平等に保障されなければなりません。

しかし、現実にはさまざまな人権侵害がいまだに存在しています。女性やこども、高齢者、障がいのある人、外国籍の人に対する差別や偏見等、これまでから指摘されてきた問題は根強く残っています。一方で、インターネット上の誹謗中傷や差別的言動、性的マイノリティに対する偏見、個人情報の不適切な取り扱いによるプライバシーの侵害等、新たな人権課題も顕在化しています。

また、わが国特有の人権課題である同和問題（部落差別）についても、長年にわたり法制度や教育、啓発を通じて取組を進めてきましたが、いまだに偏見や差別意識がなくなっていません。特に近年はSNS等新たな情報環境において、差別的な言動が拡散されることもあり、平成28（2016）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、社会全体で理解を深め、差別の根絶に向けた努力が必要となっています。

このように、人権に関わる問題は個人の意識や態度、社会の制度や構造等、複数の要因が複雑に絡み合っています。そのため、一人ひとりの努力や理解の深化だけでは解決が困難な課題も多く、社会制度や慣行の見直しを含め、社会全体のあり方を変えていくことが重要です。人権が尊重される社会の実現には、家庭・学校・地域社会・事業者・行政が一体となり、人権感覚・意識の向上を図りつつ、制度や仕組みの改善に取り組むことが必要です。

本市ではこれまで、「第4次野洲市人権施策基本計画」に基づき、市民の人権意識の向上や相談体制の充実、家庭や学校、地域・職域における人権教育の強化等、さまざまな取組を進めてきました。また、関係機関との連携を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進しています。

しかし、社会情勢の変化や新たな人権課題への対応をより効果的に行うためには、これまでの成果や課題を踏まえ、計画の見直しと新たな視点での施策展開が必要です。そこで本市では、これまでの行政や人権関係団体の取組の検証、市民意識調査の実施を行うとともに、人権関係団体による人権に関する企業・事業所アンケートの結果、人権関係法案の制定や改定の動向、国や県との施策との統一性を確認し、「第4次野洲市人権施策基本計画」の実績と評価を行いました。今後の家庭・学校・地域・職域における多様な人権啓発活動や施策の方向性を明確にし、具体的・計画的・総合的に推進していくために「第5次野洲市人権施策基本計画」を策定します。

## 2. 人権をめぐる社会的な動向

### (1) 国際社会

平成27（2015）年には、持続可能な開発目標（S D G s）が採択され、人権尊重を基盤として、貧困や差別の解消、平等な社会の実現に向けた国際的な取組が一層進められています。しかし、現実には依然として紛争や対立が世界各地で続いており、令和7（2025）年時点では、パレスチナ自治区とイスラエルの対立による深刻な人道危機が、国際社会にとって喫緊かつ重要な課題であることを改めて示しています。

### (2) 国

現代においても差別発言やインターネット上の偏見の拡散といった問題が続いています。このような状況を受けて、平成28（2016）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、教育・啓発や理解の促進を通じて差別の解消を図る取組が進められています。

近年は、家族形態や働き方の多様化、性的指向・性自認への理解の進展、S N S等による差別的言動の拡散等により、人権課題が一層複雑化しています。また、令和3（2021）年の「障害者差別解消法」の改正により、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務づけられたほか、入管難民法や民法の改正、L G B T等に関する議論の高まり等、人権をめぐる制度や社会の価値観にも大きな変化が見られます。

現代社会は社会の変化に伴い、多様化・複雑化しています。これからの中では、多様な人々が互いに人権を尊重しながら共生し、個性やそれぞれの能力を発揮できる環境づくりが必要です。そのため、人権教育や研修を通じた理解の促進と、施策を支える制度の整備の両面から、人権施策を着実に推進していくことが重要です。

### (3) 県

滋賀県内においては、平成10（1998）年に「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」が策定され、人権教育の普及が進められました。平成13（2001）年には「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が施行され、県民一人ひとりの多様性や尊厳を尊重する社会の実現が目指されました。平成15（2003）年には「滋賀県人権施策基本方針」が策定されるとともに、施策の具体化を図るため「滋賀県人権施策推進計画」も策定されました。

その後も社会情勢の変化や新たな人権課題への対応を踏まえて計画は見直され、令和6（2024）年には「滋賀県人権施策推進計画～すべての人が輝く滋賀をめざして～」が改定されました。この改定では、S D G sの理念や子どもの権利、インターネット上の人権問題等、現代的な課題にも重点を置いた施策が展開されています。また、同年に「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」が開始され、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指すため、L G B T等の当事者の現状の改善と性の多様性に関する県民の理解増進に向けた取組が進められています。

## (4) 野洲市

野洲市では、平成16（2004）年の合併に伴い、「野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例」を制定し、人権尊重を基本とするまちづくりを推進してきました。平成18（2006）年には、同和問題とその他の人権課題を分けて対応するため、「野洲市同和対策基本計画」と「野洲市人権施策基本計画」の2つの計画を策定しました。同年、だれもが大切にされ安心して暮らせる社会を目指して「野洲市人権尊重のまち宣言」を提唱しています。

平成19（2007）年には、「市民は、すべての活動において相互に認め合い、思いやり、互いの人権を尊重します」と定めた「野洲市まちづくり基本条例」を制定し、人権尊重の理念を市のまちづくりにおける最高規範として明確にしました。平成23（2011）年には、「第2次同和対策基本計画」と「第2次人権施策基本計画」を策定し、平成27（2015）年度までにさまざまな取組を行ってきました。

平成28（2016）年には、これまでの2つの計画を1本化した「第3次野洲市人権施策基本計画」を策定しました。この計画では、同和問題を一般施策として位置づけ、支援が必要な方に寄り添いながら差別の解消と自立の促進を一体的に進めるとともに、各分野における人権課題にも引き続き取り組んできました。

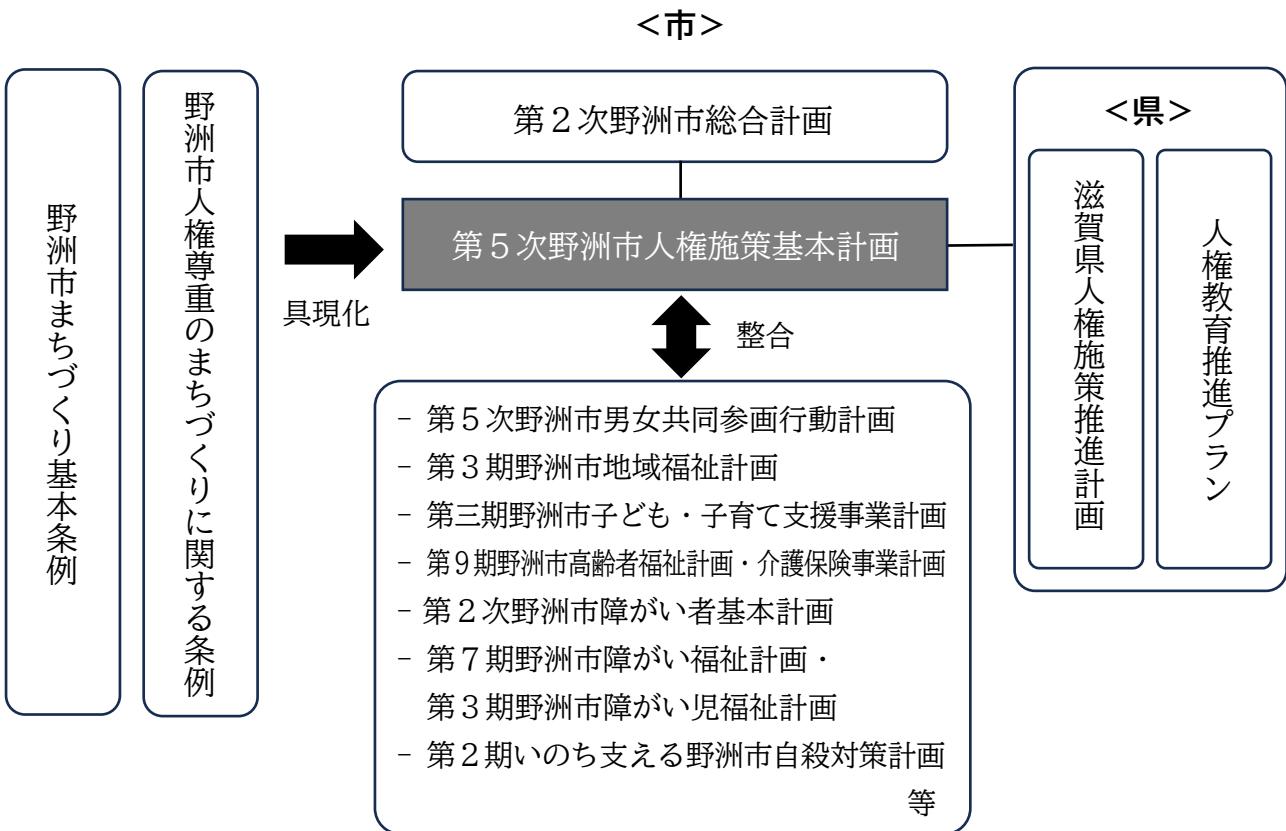
そして、令和3（2021）年度からは「第4次野洲市人権施策基本計画」に基づく取組を進めしており、令和6（2024）年度までの事業実績に対する評価と課題を踏まえて、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5カ年を計画期間とする「第5次野洲市人権施策基本計画」（以下「本計画」という）を策定し、社会状況の著しい変化に対応する取組を行っていきます。

### 3. 計画の位置づけ

本計画は、「野洲市まちづくり基本条例」及び「野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例」を具現化するものです。

また、本市における最上位計画である「第2次野洲市総合計画」をはじめ、滋賀県が策定する「滋賀県人権施策推進計画～すべての人が輝く滋賀をめざして～」や「人権教育推進プラン」の内容を踏まえるとともに、福祉、教育、施設整備等をはじめとした各分野の個別計画との整合を図ります。

#### ■計画の位置づけイメージ



### 4. 計画の期間

本計画の期間は、初年度を令和8（2026）年度とし、令和12（2030）年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)
第4次野洲市人権施策基本計画									
策定					第5次野洲市人権施策基本計画				

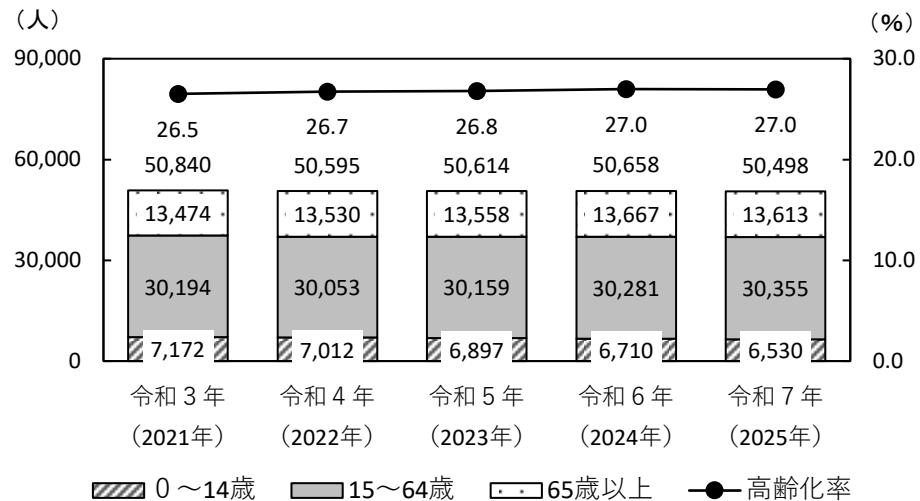
## 第2章 野洲市の現状

### 1. 統計からみる現状

#### (1) 人口の推移

本市の人口は、増減を繰り返しており、令和7（2025）年には50,498人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳は減少傾向となっていますが、65歳以上はやや増加傾向にあります。そのため、高齢化率も概ね上昇傾向であり、令和7（2025）年には27.0%となっています。

#### ■年齢3区分別人口と高齢化率の推移

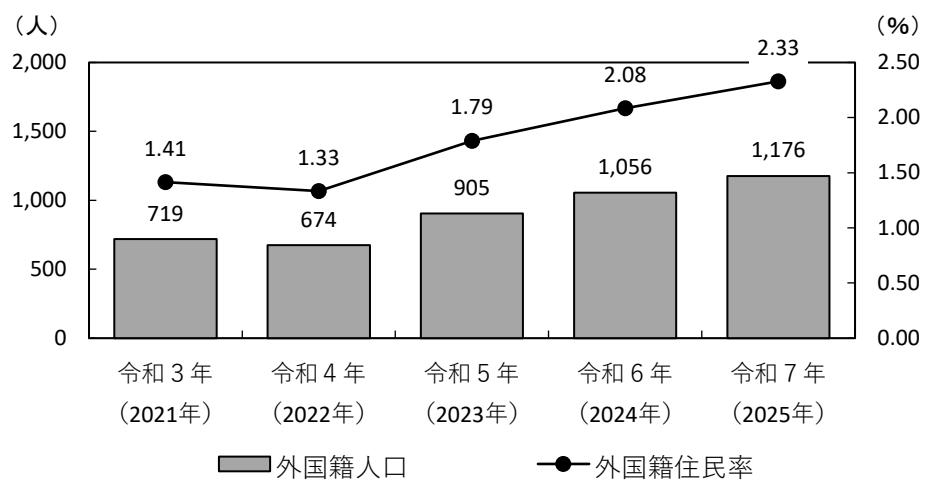


資料：野洲市 HP（各年4月1日現在）

#### (2) 外国籍人口の推移

本市の外国籍人口は、令和4（2022）年以降年々増加しており、令和7（2025）年には1,176人となっています。また、本市の総人口に対する外国籍住民の割合についても、令和4（2022）年以降増加しており、令和7（2025）年には2.33%となっています。

#### ■外国籍人口と総人口に対する外国籍住民の割合の推移

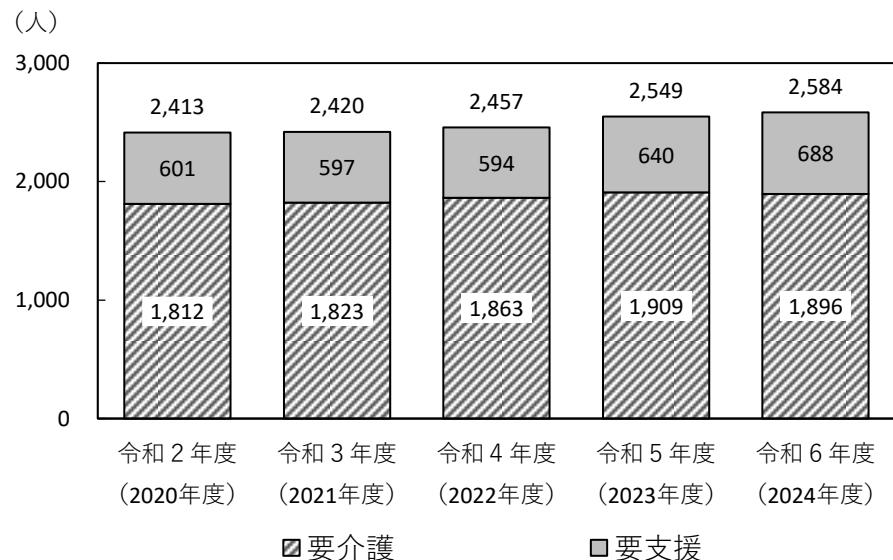


資料:野洲市 HP (各年4月1日現在)

### (3) 要介護・要支援認定者数の推移

本市の要介護・要支援認定者数は、年々増加しており、令和6（2024）年度には、2,584人となっています。要介護認定者数は増加傾向にありましたが、令和6（2024）年度は減少しています。要支援認定者数は令和4（2022）年度以降増加傾向となっています。

#### ■要介護・要支援認定者数の推移

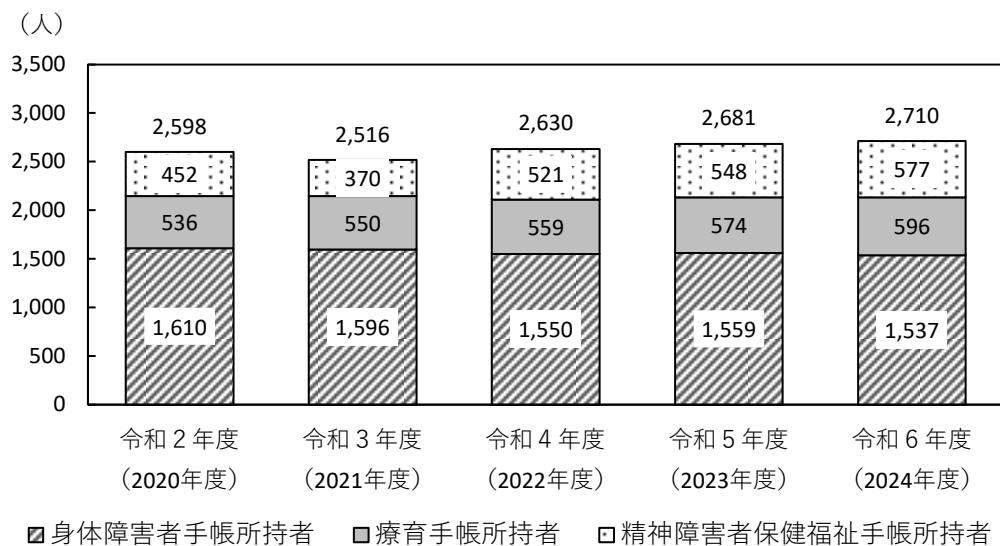


資料：厚生労働省「介護保険事業報告」年報（各年度末現在）、令和6（2024）年度は「介護保険事業報告」3月月報

### (4) 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は、令和3（2021）年度以降増加しており、令和6（2024）年度には2,710人となっています。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向となっていますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者はともに増加傾向となっています。

## ■障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉行政報告例（各年度末現在）、県立精神保健センター（各年度末現在）

## 2. 市民意識調査からみる現状

市内在住の18歳以上の人を対象に、人権や男女共同参画に関する考え方等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

### (1) 調査概要

調査対象者数	有効回答数	有効回答率
1,000人 (女性:500人、男性500人)	357通	35.7%

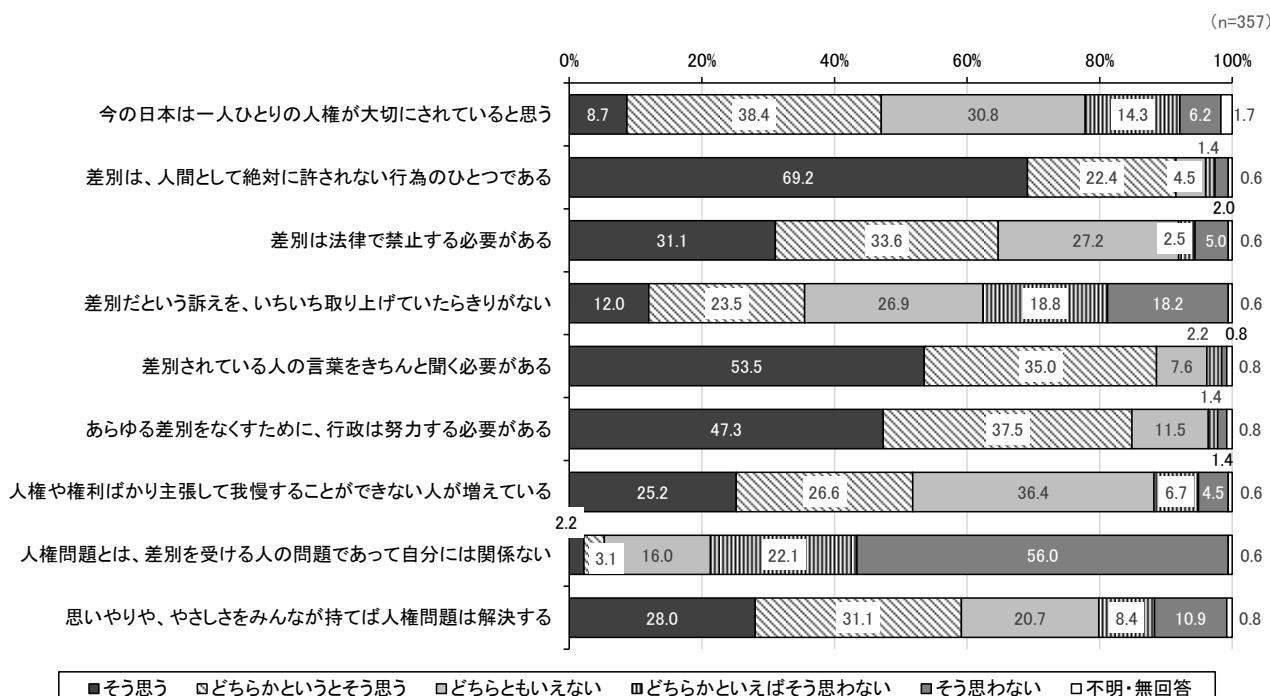
調査期間：令和6（2024）年9月24日～11月1日

調査方法：郵送による自記式アンケート調査

### (2) 主な調査結果

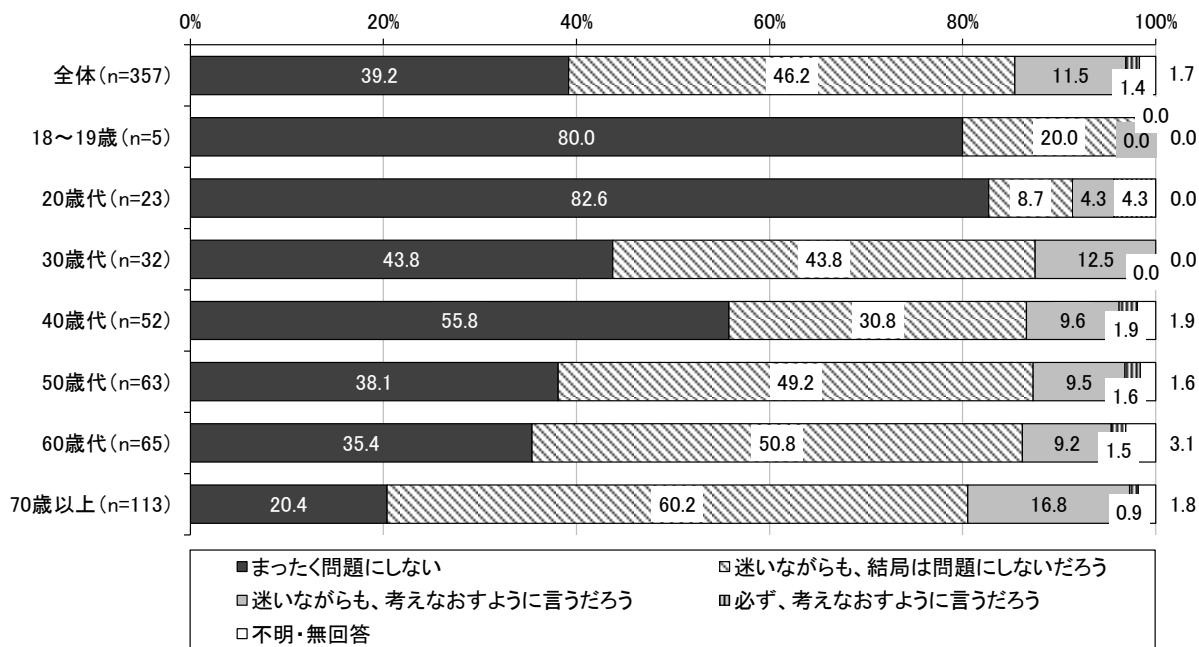
#### 【人権や差別に対する考え方】

人権や差別に対する考え方について、「差別は、人間として絶対に許されない行為のひとつである」に対し、『そう思う』（「そう思う」「どちらかというとそう思う」の合計）と回答した割合は合計で91.6%（327人）となっており、多くの人が差別を許容しない考えを持っていることがうかがえます。一方で、「差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない」に対し、『そう思う』と回答した割合が35.5%（127人）となっており、差別の訴えに対して否定的または無関心な人が一部に存在していると考えられます。



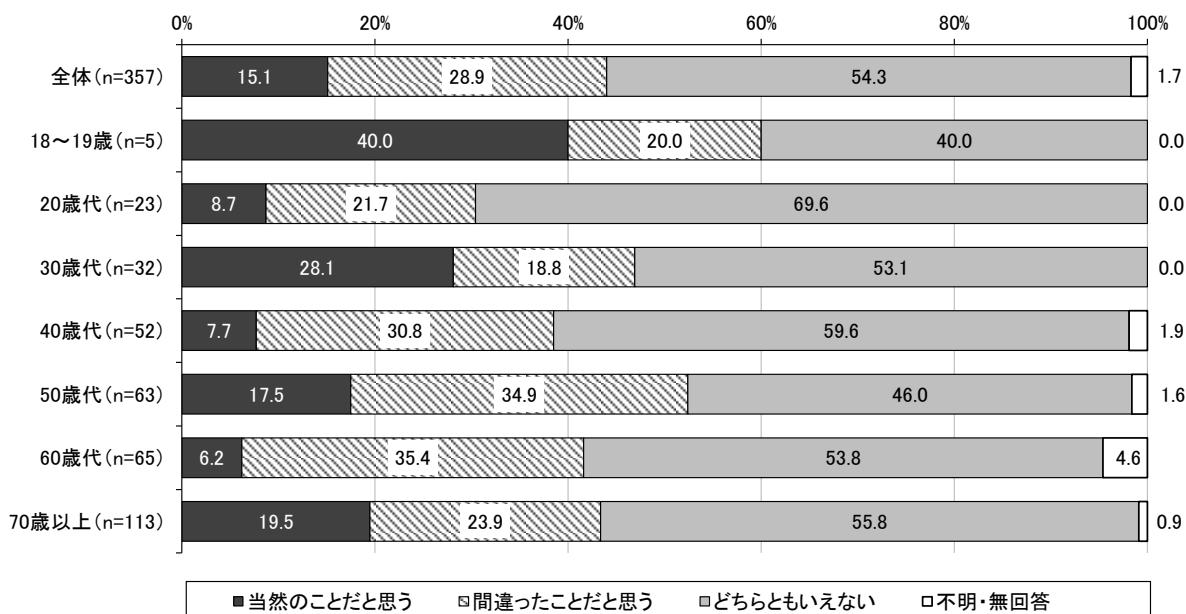
## 【子どもの結婚について（結婚相手が同和地区出身者）】

子どもの結婚相手が同和地区の出身者であった場合、18～19歳及び20歳代では「まったく問題にしない」と回答した割合が8割を超えており（23人）、若い世代で同和地区出身者への偏見が比較的少ないことがうかがえます。一方、30歳代及び70歳以上では「迷いながらも、考えなおすように言うだろう」と回答した割合が1割を超えており（23人）、同和地区出身者との結婚に対する受け入れ意識において年代間の意識の差が見られます。



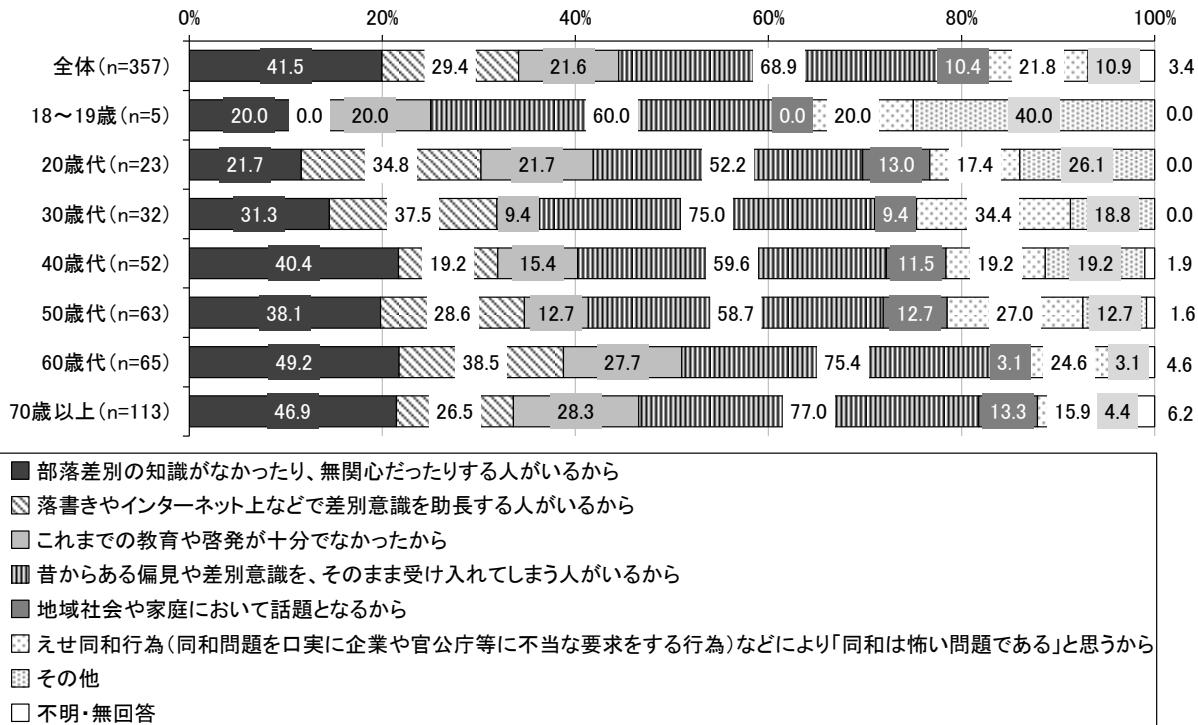
## 【土地や家屋の購入の際に、同和地区かどうかを問い合わせることについて】

土地や家屋を購入する際に、その地区が同和地区かどうかを問い合わせることについて、18～19歳及び30歳代では「当然のことだと思う」と回答した割合が2割を超えており（11人）、特に若い世代では、同和地区かどうかを問い合わせることについて、問題意識を持っていない人が比較的多い傾向にあることがうかがえます。



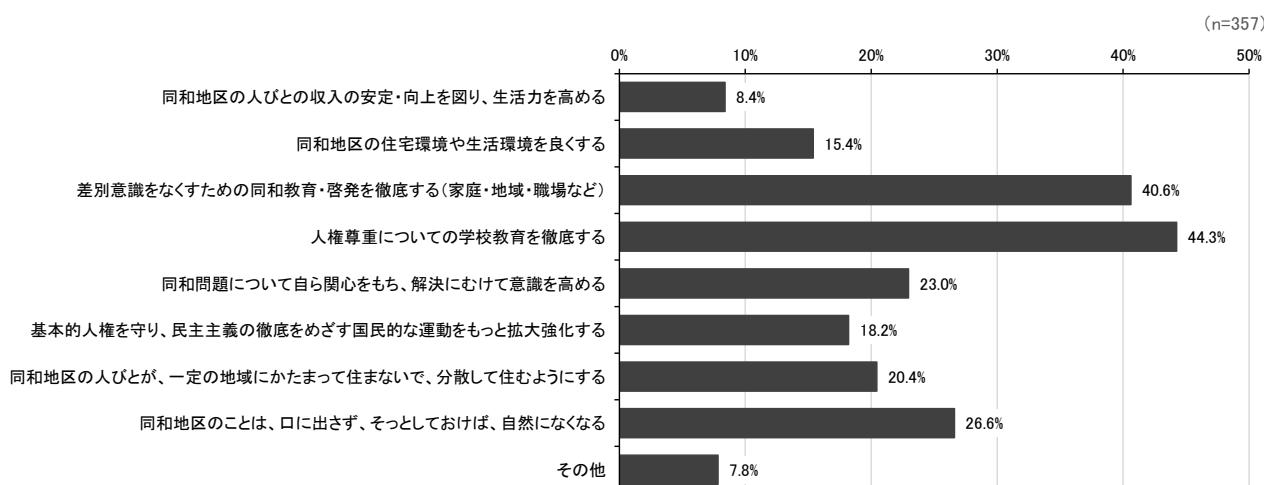
## 【同和問題が存在する理由】

同和地区が存在する理由について、全年代で「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人がいるから」と回答した割合が5割を超えており（246人）、社会的な価値観の変容が容易ではない現状がうかがえます。また、40歳代以上では「部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」と回答した割合も高くなっています。年代によって同和問題を身近に感じる度合いが異なることが、理解や関心の差につながっていると考えられます。



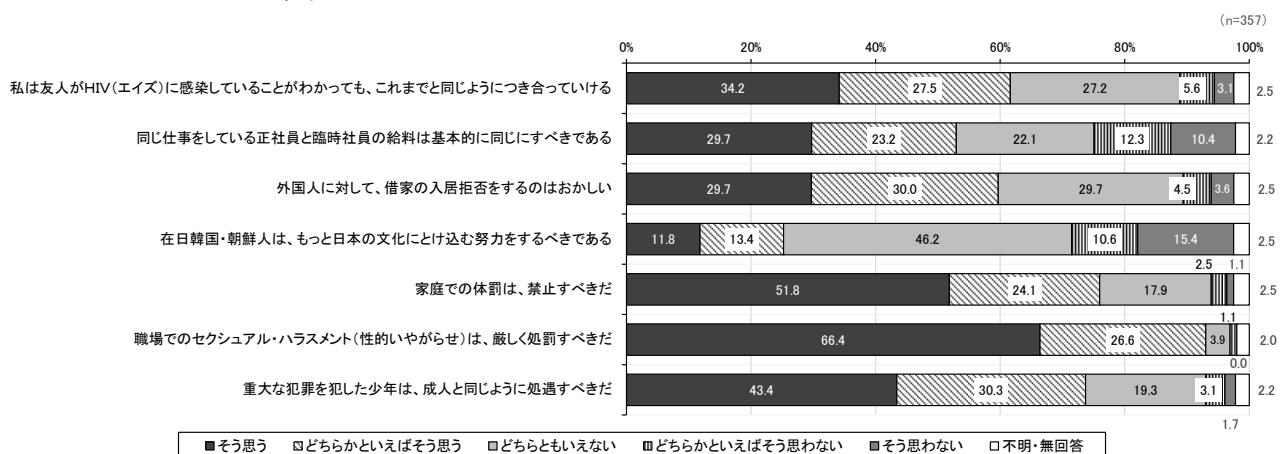
## 【同和問題を解決するために必要なこと】

同和問題を解決するために必要なことについて、「人権尊重についての学校教育を徹底する」と回答した割合が44.3%（158人）で最も高く、次いで「差別意識をなくすための同和教育・啓発を徹底する（家庭・地域・職場など）」と回答した割合が40.6%（145人）となっています。これらの結果から、多くの人が教育や啓発の取組が重要であると考えていることがうかがえます。



## 【人権問題に対する意見】

人権問題に対する意見について、「職場でのセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）は、厳しく処罰すべきだ」とする項目に対し、『そう思う』（「そう思う」「どちらかといふとそう思う」の合計）と回答した割合は93.0%（332人）にのぼり、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの被害が少なくないことや、実際に身近な問題として認識されていることが背景にあると考えられます。一方、「同じ仕事をしている正社員と臨時社員の給料は基本的に同じにすべきである」とする項目に対し、『そう思わない』（「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計）と回答した割合は22.7%（81人）となっており、雇用形態の違いによって待遇格差が生じることについては、仕方がないと考える人も一定数いることがわかります。



## 【いじめをなくすために重要なこと】

いじめをなくすために重要なことについて、18～19歳及び20歳代では、「子どもの個性、特性を尊重する教育を推進する」が最も高い割合（15人）となっています。一方、30歳代以上では「幼児期から他人への思いやりを身につける」が5割を超えており（198人）、年代によって教育に対する関心の焦点が異なっていることがうかがえます。

年齢別	単位: %	り幼児期にかかる他人への思いや	家庭子どもがり安心努めてる暮らせる	て地域全体で子どもを守り育	する子どもの個性を推進する性を尊重	といいじめ意識はの絶対底許さ図ない	の異質なものを改めを排除する社会	ある貧困子なども様の々支援家庭を行環境に	その他	不明・無回答
		59.1	39.8	30.8	35.6	40.6	25.2	21.8	3.4	2.8
全体(n=357)		40.0	40.0	20.0	60.0	40.0	0.0	60.0	0.0	0.0
18～19歳(n=5)		34.8	47.8	4.3	52.2	17.4	47.8	26.1	13.0	0.0
20歳代(n=23)		50.0	31.3	25.0	37.5	37.5	28.1	28.1	3.1	3.1
30歳代(n=32)		65.4	46.2	38.5	38.5	34.6	23.1	19.2	3.8	3.8
40歳代(n=52)		55.6	33.3	20.6	31.7	39.7	25.4	19.0	6.3	3.2
50歳代(n=63)		56.9	32.3	24.6	44.6	41.5	35.4	16.9	1.5	1.5
60歳代(n=65)		67.3	45.1	44.2	24.8	49.6	16.8	23.0	0.9	3.5
70歳以上(n=113)										

## 【高齢者の人権を守るために必要なこと】

高齢者の人権を守るために必要なこととして、全年代を通じて「高齢者が能力を発揮できるよう、就労や社会活動の機会を増やす」「認知症など高齢者に対する理解と関心を深める教育・啓発・広報活動を推進する」が高い割合を占めています。一方、60歳代以上では「高齢者の人権相談や電話相談カウンセリングを充実する」と回答した割合（41人）が他の年代と比べて高く、支援体制の整備を重視する傾向がうかがえます。

単位: %	のる高 機よ齡 会う者 を、が 増就能 や労力 すやを 社發 会揮 活動で 動き	すのす道 るまる路 ちなや づど建 く、物 りバの なり段 どア差 をフを 推リ解 進消	代高 間交 者流と を他 促の 進世 すると の世	進育 る認 する ・理 知能 解症 発とな ・開 心高 報を 活深 者動 めに を対 推教 す	をの成 充実 利後 すと 見る 財制 度を など 守る 高制 度者	の高 取 り 締 利 を ま り つ を た 強 犯 化 す な ど	ンや 高 齢 電 話 者 を 相 互 に 実 談 た す め る カ の ウ 人 権 セ リ 談	対の 高 齢 防 止 に 止 め 早 期 に 對 る 期 す る 見 ・ 待 早 な 期 ど	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答	
全体(n=357)	50.1	33.9	28.3	44.3	13.4	31.4	19.6	26.6	1.7	1.4	
年 齢 別	18~19歳(n=5)	40.0	40.0	40.0	60.0	0.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0
	20歳代(n=23)	43.5	21.7	39.1	34.8	8.7	17.4	17.4	17.4	0.0	0.0
	30歳代(n=32)	28.1	46.9	25.0	46.9	9.4	31.3	18.8	28.1	3.1	3.1
	40歳代(n=52)	69.2	28.8	30.8	32.7	17.3	32.7	13.5	26.9	5.8	1.9
	50歳代(n=63)	60.3	33.3	31.7	38.1	12.7	36.5	14.3	23.8	1.6	0.0
	60歳代(n=65)	49.2	20.0	27.7	40.0	15.4	27.7	24.6	32.3	1.5	1.5
	70歳以上(n=113)	45.1	43.4	23.9	54.9	13.3	34.5	22.1	26.5	0.0	1.8

## 【障がいのある人の人権を守るために必要なこと】

障がいのある人の人権を守るために必要なこととして、「障がいのある人に対する理解と関心を深める教育・啓発・広報活動を推進する」と回答した割合が全年代で約4～5割（177人）で、安定して高い水準となっています。30歳代では「障がいのある人本人の意思に基づいて生活できるよう支援する」と回答した割合が68.8%（22人）と最も高く、40歳代では「道路や建物の段差を解消するなど、バリアフリーのまちづくりなどを推進する」が61.5%（32人）と最も高い割合となっており、環境面・生活面の双方からの支援が重視されていることがわかります。

単位: %	ちる道 づなどや り、建 なバ物 どをア段 推フ差 進りを す一解 るの消 ます	の障 交が 流い をの 促の 進する 人と	発解 障と が広 報心の 活を を深 める人 を推 進教 育す る啓 理	制あ 成年 度を 人後 充の 見実 權制 度と 財產 が守 いの	す罪 障る なが どい の取 りる 人ま を狙 つ強 化犯	セ権 障が ン談 いや を電 話の ある 実相 人を する たの ため ウの ン人	早待 障期 なが 対ど い応 のに 防あ る人 努め る早 期対 發す 見る ・虐	支に 障基 がづ いの てあ 生人 で本 きる よう 思	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答	
全体(n=357)	54.6	29.4	49.6	10.4	12.9	16.2	22.7	48.5	1.7	2.2	
年 齢 別	18~19歳(n=5)	80.0	0.0	40.0	0.0	0.0	40.0	0.0	40.0	0.0	0.0
	20歳代(n=23)	34.8	26.1	47.8	0.0	4.3	21.7	21.7	52.2	0.0	4.3
	30歳代(n=32)	53.1	28.1	46.9	18.8	3.1	9.4	15.6	68.8	3.1	3.1
	40歳代(n=52)	61.5	40.4	55.8	9.6	9.6	9.6	26.9	36.5	3.8	1.9
	50歳代(n=63)	58.7	44.4	47.6	12.7	9.5	9.5	17.5	38.1	1.6	0.0
	60歳代(n=65)	49.2	27.7	49.2	12.3	7.7	18.5	33.8	49.2	1.5	1.5
	70歳以上(n=113)	56.6	19.5	48.7	7.1	24.8	22.1	19.5	53.1	0.9	3.5

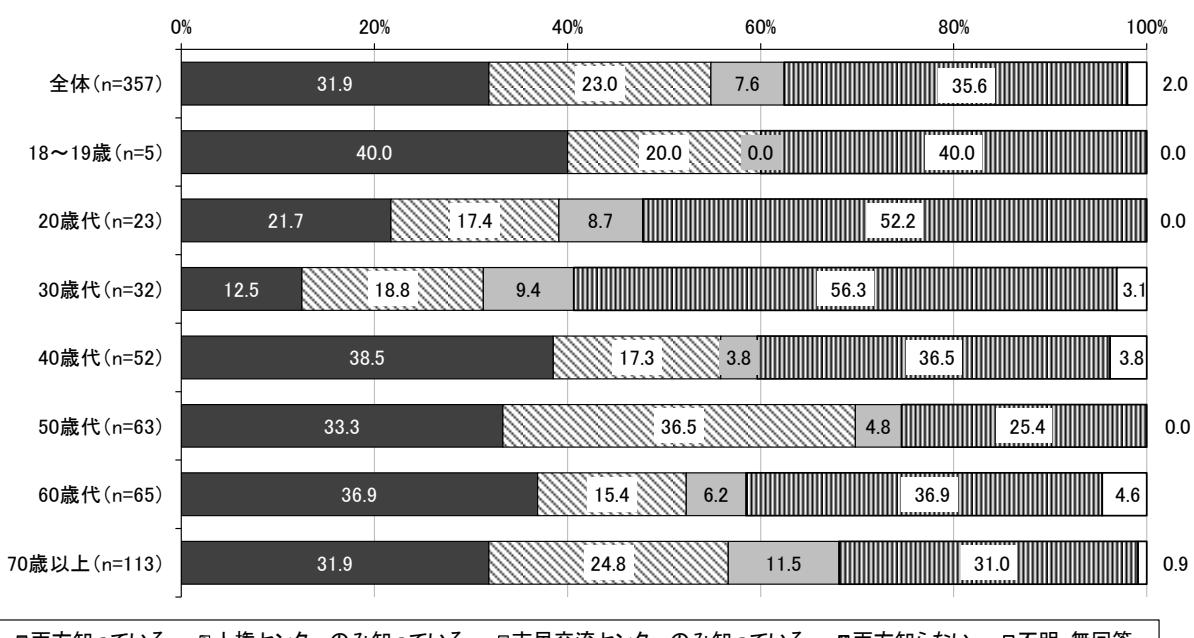
#### 【外国籍の人の人権を守るために必要なこと】

外国籍の人の人権を守るために必要なこととして、18～19歳及び40歳代以上では「外国人も地域社会を支える一員として、行政や地域活動へ参画できる体制をつくる」と回答した割合が4割を超えています（133人）。一方、20歳代及び30歳代では「外国人の就職の機会均等を確保したり、不利な労働条件を改善したりする」と回答した割合が高く（25人）、年代によって重視される支援内容に違いが見られます。

単位: %		教育外国人を充実する理解に関する	を促進する日本の交流機会理解	る動員へ参画できる行政会体制を地域社会を支えく活る	一員ともして地域社会を支えくする	件を確保し改善したり不利益な労働等条を	外国人の就職の機会均等を	活動を深めたり不均等を	外国人に対する教育と啓発・広報心	へ福祉、教育などを	行政サービスを充実させる	多言語による人権相談や電話	内を多言語で提供する情報や案	その他	不明・無回答
全体(n=357)		27.7	36.4	43.1	37.5	20.4	25.8	16.8	25.8	1.4	2.5				
年齢別	18~19歳(n=5)	40.0	40.0	40.0	60.0	20.0	40.0	0.0	60.0	0.0	0.0				
	20歳代(n=23)	13.0	21.7	30.4	43.5	26.1	26.1	8.7	34.8	0.0	0.0				
	30歳代(n=32)	46.9	28.1	37.5	46.9	9.4	21.9	18.8	28.1	0.0	3.1				
	40歳代(n=52)	28.8	50.0	46.2	36.5	19.2	15.4	25.0	21.2	1.9	1.9				
	50歳代(n=63)	31.7	46.0	41.3	36.5	17.5	12.7	15.9	23.8	4.8	1.6				
	60歳代(n=65)	24.6	30.8	47.7	32.3	27.7	35.4	18.5	27.7	0.0	1.5				
	70歳以上(n=113)	23.0	33.6	44.2	37.2	21.2	32.7	15.0	23.9	0.9	4.4				

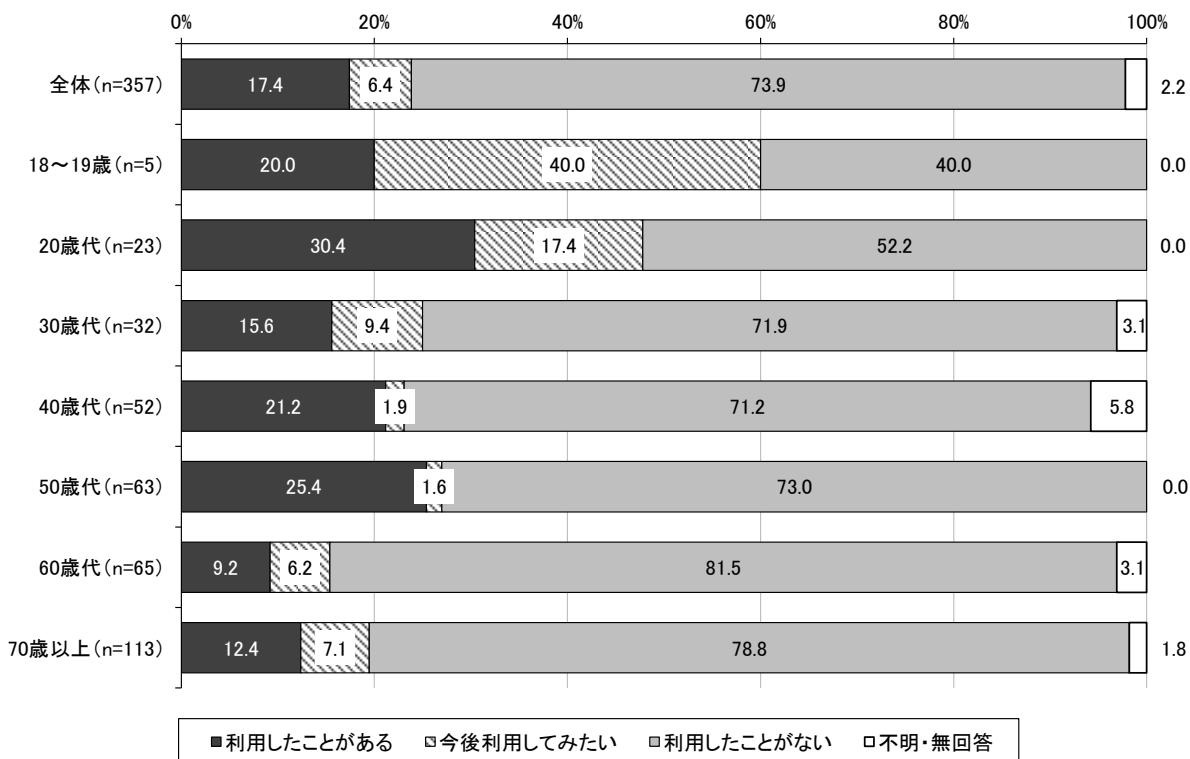
## 【市内人権施設（人権センター・市民交流センター）の認知度】

市内人権施設（人権センター・市民交流センター）の認知度について、20歳代及び30歳代では「両方知らない」と回答した割合が最も高く（30人）、若年層での認知度の低さがうかがえます。一方、40歳代以上では「両方知っている」と回答した割合が高く（101人）、世代によって認知度に差が見られます。また、どちらか一方のみを知っている人の割合は、人権センターの方が市民交流センターより高くなっています。



## 【市民交流センターの利用状況】

市民交流センターの利用状況について、20歳代以上の全年代で「利用したことがない」と回答した割合が最も多くなっており(260人)、特に30歳代以上では7割を超えております(248人)。一方、20歳代では「利用したことがある」と回答した割合が3割に達しております(7人)、他の年代に比べて利用経験がやや高い傾向が見受けられます。



## 【関心のある人権問題】

関心のある人権問題について、全年代で「インターネット・SNSを悪用した人権侵害に関する問題」と「個人情報の管理と漏洩に関する問題」と回答した割合が高くなっています(329人)。20歳代では「女性に関する人権の問題」(12人)、30歳代及び40歳代では「子どもに関する人権の問題」(46人)と回答した割合が5割を超えており、年代によって関心のあるテーマに違いが見られます。

		規約「世界」など人権の宣言・国際的・的な国際人権	差別意識や偏見の構造	女性に関する人権の問題	子どもに関する人権の問題	人権がいの者やその家族に関する問題	高齢者に関する人権の問題	テレ工作する人権の問題マトリ	インターネット・SNSを悪用する人権の問題	個人情報の管理と漏えいに関する問題	職業にかかる差別の問題	個人情報の管理と漏えいに関する問題	ハンセン病患者に対する差別やいじめの問題	原発避難者に対する差別やいじめの問題	在日外国人に関する人権の問題	アイヌ民族にかかる差別の問題	刑を終え問題を抱える人に関する問題	在所した人に問題がある歴史や起源	部落差別の歴史や起源	部落差別の歴史や起源	部落差別の現れ方や就職差	同和教育の理念や現況	その他	特にな
単位:%																								
全体(n=357)		13.4	34.2	35.3	38.7	32.8	30.5	24.4	49.0	43.1	21.6	10.1	12.6	14.0	9.5	12.9	13.2	10.6	13.2	11.2	1.1	8.1		
性別	18~19歳(n=5)	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	20.0	40.0	0.0	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0	20.0	
	20歳代(n=23)	8.7	34.8	52.2	39.1	26.1	17.4	30.4	52.2	39.1	34.8	8.7	8.7	4.3	0.0	8.7	0.0	0.0	8.7	0.0	0.0	0.0	13.0	
	30歳代(n=32)	6.3	21.9	37.5	56.3	25.0	9.4	28.1	37.5	37.5	12.5	9.4	6.3	18.8	12.5	9.4	12.5	12.5	12.5	12.5	0.0	9.4		
	40歳代(n=52)	21.2	40.4	38.5	53.8	36.5	30.8	26.9	53.8	44.2	28.8	15.4	17.3	19.2	11.5	15.4	13.5	11.5	15.4	9.6	0.0	3.8		
年齢別	50歳代(n=63)	7.9	31.7	38.1	36.5	27.0	27.0	33.3	58.7	42.9	14.3	9.5	7.9	9.5	4.8	7.9	14.3	9.5	14.3	11.1	4.8	7.9		
	60歳代(n=65)	13.8	35.4	33.8	29.2	30.8	33.8	21.5	60.0	44.6	20.0	6.2	6.2	9.2	7.7	4.6	10.8	9.2	12.3	10.8	0.0	7.7		
	70歳以上(n=113)	16.8	35.4	29.2	32.7	38.9	40.7	16.8	38.9	46.0	22.1	9.7	19.5	17.7	13.3	19.5	16.8	13.3	12.4	13.3	0.9	8.8		
	不明・無回答(n=4)	0.0	50.0	50.0	75.0	75.0	25.0	50.0	75.0	25.0	50.0	25.0	0.0	25.0	50.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0		
	60歳代(n=387)	68.0	33.9	5.9	10.3	17.8	4.4	3.6	9.0	48.3	11.4	1.8	2.6	14.0	4.7	8.3	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	0.0		
	70歳代(n=220)	82.7	48.2	9.1	13.2	5.9	3.6	1.4	3.2	35.5	7.7	0.0	5.5	3.2	1.4	5.9	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	0.0		
	80歳代以上(n=220)	82.7	48.2	9.1	13.2	5.9	3.6	1.4	3.2	35.5	7.7	0.0	5.5	3.2	1.4	5.9	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	0.0		

### 3. 前回計画の評価

第4次計画における、分野ごとの主な成果と課題は以下の通りです。

#### (1) 女性

成果	○DV被害への対応について、関係機関との連携、情報共有により、生活の基盤の安定に努めた。また、当事者だけではなく、そのこどもたちの身の安全について、警察や医療機関、保健所、学校、園等と連携し、緊急の事態に備え、対応、支援することができた。
課題	○DV、面前DVについては、警察から児童相談所に通告して対応する、または児童相談所から地域(市)につながり対応、支援するケースが多く、関係機関とのさらなる連携が必要である。

#### (2) 子ども

成果	○児童虐待に関する継続・新規の相談に対して、関係機関との連携体制が強化され、支援体制の定着が進むとともに、児童虐待の早期発見・早期対応が図られた。 ○「いじめ防止授業」を市内小中学校で実施し、いじめが人権侵害になることを確認するとともに、人権の大切さを考える意識が醸成されている。 ○こどもたちの不安や悩みに対して、ケース会議や学校、関係機関との連携を強化するとともに、親子同時面談や発達検査の推進等、こころの安全につながる支援の充実に取り組んだ。 ○教育支援ルーム「ドリーム」や訪問型教育支援「ウイッシュ」での活動を通じ、不登校のこどもたちを支援し、社会的自立につなげた。
課題	○児童虐待相談は、長期化・重篤化傾向にあり、複雑な家庭背景や発達課題を抱えるケースも多いため、関係機関との連携強化を図るとともに、専門的な知識とスキルを持つ人材の育成が重要である。 ○不登校に関する相談件数の大幅な増加により、訪問型教育支援や教育支援ルームの充実が課題となっている。また、支援の継続性や関係機関との連携、保護者支援のあり方等、個別のケースに対する高い対応力が必要とされている。 ○いじめの認知が進むよう、教職員のいじめに対する意識を高めてきた。認知だけでなく解消に向けてしっかりと取り組んでいく。スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールカウンセラー(SC)や関係機関と連携し「チーム学校」として対応ができるようにさらに取り組む。 ○地域人材の高齢化や保護者のつながり不足が課題となっており、こどもの育ちを支える地域・家庭との協働体制の構築が必要となっている。

### (3) 高齢者

成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者安全確保地域協議会の仕組みを活用し、消費者庁及び警察からデータ提供を受け、見守りリストを作成し、民生委員等が効果的な見守りを行った。</li> <li>○在宅介護支援のための住宅改修を支援したことで、家族の負担軽減と高齢者の自立支援や介護予防、安全の確保に寄与した。</li> <li>○認知症センター養成講座の開催等を通じて、認知症に関する理解促進を図るとともに、地域で認知症の人を支える支援や認知症家族の介護負担軽減につなげた。</li> <li>○成年後見制度の市長申立てを行い、判断能力が低下している高齢者の意思決定支援につなげた。</li> <li>○高齢者サービス等の相談支援件数は増加したものの、本人の状態に応じた適切な機関や制度、サービスにつなげることができている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○見守りリストを活用し、消費者トラブルの未然防止に努めているが、さらなる効果的な活用方法を検討する必要がある。</li> <li>○認知症センターの養成を通じて、認知症高齢者にやさしい地域づくりに取り組む必要がある。</li> <li>○高齢者の人権を守るため、関係機関と連携を深めながら、自己決定を尊重した支援や高齢者虐待防止等に取り組んでいく必要がある。</li> <li>○高齢者の運転免許証自主返納者や生活行動範囲の拡大のため、公共交通の利用促進を進めていく必要がある。</li> </ul>

### (4) 障がい者

成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手話講座やゲートキーパー研修、啓発ポスターの掲示等を通じて、障がいや精神疾患、自殺対策への理解が深まり、市民や関係機関の支援意識が高まった。</li> <li>○障がいのある人の人権の研修として合理的配慮の義務化についての周知を行い、また、成年後見制度の利用の促進等により、障がいのある人本人の意思を尊重した支援体制の強化と制度利用の広がりが見られた。</li> <li>○点字や音声によるお知らせや通知文書の点字化等、障がいのある人の情報アクセスを支える取組が進められた。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手話通訳派遣制度の周知や学習・活動の場の確保等、手話を職能として生かすとのできる人材育成が課題である。</li> <li>○障がいのある人の人権への正しい理解促進や自殺対策に関する啓発を継続し、家庭・学校・地域社会・事業者・行政等、多様な人権啓発主体に向けた情報発信と学びの機会の確保が必要である。</li> <li>○成年後見制度の利用促進や報酬助成の増加に対応するため、体制整備が必要くなっている。また、福祉事業所職員向けの研修や制度周知による利用者支援の強化が求められている。</li> </ul>

## (5) 同和問題

成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハローワークや関係機関と連携し、就労希望者に対して必要な情報提供や相談を行うことで、就労につなぐことができた。</li> <li>○部落問題に関する研修や啓発等を通じて、差別の歴史や現代課題に対する理解を深め、自尊感情や情報リテラシーの重要性を訴えることができた。</li> <li>○同和問題講演会は、多くの参加者が講演内容について理解することができている。また、コロナ禍においては、DVDや動画配信による受講となつたが、二次的に利用することが可能となり、地区別懇談会で利用されるなど、実施形式を変えながらも啓発を行うことができた。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○やすワークを拠点とした支援体制は十分に機能しておらず、実質的な連携の強化が必要となっている。また、ハローワーク等と連携し、安定的かつ継続的な就労支援を行うことも必要である。</li> <li>○部落解放基本法に示された人権尊重の理念は、在日外国人・性的少数者等、現代の新たな人権課題にも通じるものであるが、このような人権課題への対応が不十分であり、市民への周知や継続的な取組が必要である。</li> <li>○講演会後のアンケートでは、参加者の居住地域や所属団体に偏りが見られたため、開催場所や対象団体の検討を行い、より多様な層の参加促進を図ることが重要である。</li> </ul>

## (6) 外国人

成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際交流パーティーの開催等を実施している野洲市国際協会への事業運営補助や図書館でのパネル展示を通じて、市民の国際交流や国際理解につなげることができた。</li> <li>○通訳・翻訳サービスを提供し、AI通訳の導入を含め、多言語対応による外国人支援の充実を図った。また、年度ごとの利用件数を通じて、生活支援における有効なツールとして活用された。</li> <li>○図書館での多文化共生に関する特設コーナーの設置を継続し、外国人向け資料の所蔵冊数も増加している。また、専門書店からの発注や寄贈を受け、多文化理解を深める情報資源の拡充に取り組んだ。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○姉妹都市交流事業については、費用負担や相手都市の意向等を踏まえた調整が必要であり、継続的な交流のあり方を検討する必要がある。</li> <li>○外国語資料を広く活用してもらうため、必要とする人または団体への周知が課題である。</li> <li>○外国語資料の購入費減少や物流コストの増加により資料整備が困難となっており、英語以外の外国語資料の需要も踏まえた計画的な対応が必要である。</li> </ul>

## (7) インターネット

成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学校で情報モラルやネットリテラシーを扱う授業や出前講座を実施し、児童生徒が発信・受信両面の視点からネット上の人権課題を学ぶ機会を確保した。</li> <li>○パネル展示や講演会、研修参加を通じて、インターネット上の差別や低年齢化する人権侵害への認識を深め、正しい情報発信の意識を育むことができた。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SNSやチャットによるいじめが学校外で発生しており、事実確認や指導が困難となっている。保護者にもインターネットの危険性を正しく理解してもらい、家庭での見守りや指導の充実が重要である。</li> <li>○海外のサーバーを経由した悪意ある発信が巧妙化しているため、学校での教育・指導だけでなく、行政においてもYouTube等を活用したわかりやすい啓発や、県・関係機関との連携強化による対応が必要である。</li> </ul>

## (8) その他さまざまな人権問題

成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○HIVを含む感染症予防について、健康福祉センターでのポスター掲示やリーフレット配布により、市民への正しい知識の啓発を行い、理解と予防意識の向上を図った。</li> <li>○家庭・学校・地域・職域における人権学習や啓発活動を通じ、地域住民と事業所内従業員、行政職員の人権意識の向上を図り、差別や偏見のない社会づくりに寄与した。</li> <li>○関係機関との連携により、相談体制や支援制度の充実を図ることで、人権侵害に対する迅速かつ的確な対応が可能となった。</li> <li>○市民や地域団体、行政が連携し、障がいを持つ人や外国籍の人、性的マイノリティの人々等、多様な人権課題を抱えている人々がともに暮らせる地域社会の実現に取り組んだ。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民が正しい知識を得られるよう、継続的な啓発が必要である。</li> <li>○人権意識の定着には継続的な取組が必要であり、特に若年層や無関心層に対する効果的な啓発の工夫や手法の見直しが課題である。</li> <li>○相談体制は整いつつあるが、利用者が気軽に相談できる環境づくりや、支援の内容、窓口のさらなる周知が課題となっている。</li> <li>○地域や団体によって人権課題への关心や取組状況に差があり、全体としての一体感や主体的な参画を促す仕組みづくりが課題である。</li> </ul>

## 4. 課題のまとめ

統計	<ul style="list-style-type: none"><li>●本市の高齢化率は上昇傾向にあり、要介護・要支援認定者数も増加しているため、支援を充実するとともに、認知症に関する正しい知識の普及や理解促進が必要です。</li><li>●外国籍住民や障害者手帳所持者が増加しており、言語や文化・個々の特性への理解を含めた多様性に配慮した教育や相談支援体制を拡充していくことが、今後の重要な課題となります。</li></ul>
市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"><li>●多くの市民が差別を否定する意識を持つ一方で、自分ごととして捉えにくい傾向が一部に見られ、人権問題への関心や当事者意識に年代間・個人間で温度差があることがうかがえます。</li><li>●土地や家屋を購入する際に同和地区かどうかを問い合わせることについて、「当然のことだと思う」と回答した30歳代の割合が、他の年代よりも比較的高い傾向にあります。これは、結婚や出産等のライフステージの変化に伴い、自宅の購入を検討する時期にあたることが背景にあると考えられます。自らの暮らしに関わる問題として直面した際に、差別意識が表面化する可能性があることは、依然として根強い偏見が存在していることがうかがえます。</li><li>●市内人権施設の認知度が低く、施設の存在が十分に周知されていないことが課題となっています。</li><li>●市民の人権課題に対する意識や関心は多様化しており、年代や立場に応じたきめ細かな啓発や支援策を展開する必要があります。</li></ul>
前回計画の評価	<ul style="list-style-type: none"><li>●分野ごとの取組は一定の成果を挙げているものの、支援の内容や対応にばらつきがあり、継続的で一貫性のある体制や関係機関との連携を強化していく必要があります。</li><li>●講演会や研修等の啓発活動を実施していますが、参加者の層が限られるなどの課題があり、若年層や関心の薄い人にも伝わる工夫が必要となっています。</li><li>●各種制度や支援の仕組みは整いつつありますが、市民に十分に知られていないものもあり、わかりやすい情報発信と利用につながる周知の工夫が重要です。</li><li>●人権課題への取組に地域や団体ごとの差があり、市全体としての一体感や市民の主体的な参画を促す仕組みづくりが必要となっています。</li></ul>

### <今後の方向性>

<ul style="list-style-type: none"><li>○高齢者や障がいのある人、外国籍の人等、多様な立場にある人が安心して暮らせるよう、分野を超えた連携による支援体制を整備し、だれもがともに生きることのできる地域づくりを進めます。</li><li>○人権課題に対する市民の関心や意識の違いを踏まえ、世代や立場に応じた伝え方を工夫しながら、学校や地域、家庭、職域等、多様な社会生活の場面で人権課題を自己に関わる問題意識として考える力を育む場としての教育・啓発を推進します。</li><li>○市民が制度や支援を十分に活用できるよう、わかりやすく伝える広報や相談窓口の整備を進めるとともに、支援が継続的に届く仕組みを強化していきます。</li><li>○市内人権施設の認知度向上を図るために、広報や情報発信を強化するとともに、利用しやすい環境整備や多様な交流・学習の機会提供を通じて利用促進を図ります。</li><li>○市民一人ひとりが主体的に人権課題と向き合えるよう、家庭・学校・地域・職域・行政が連携し、ともに学び行動するための参画の場づくりを推進します。</li></ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 第3章 計画の方向性

## 1. 基本理念

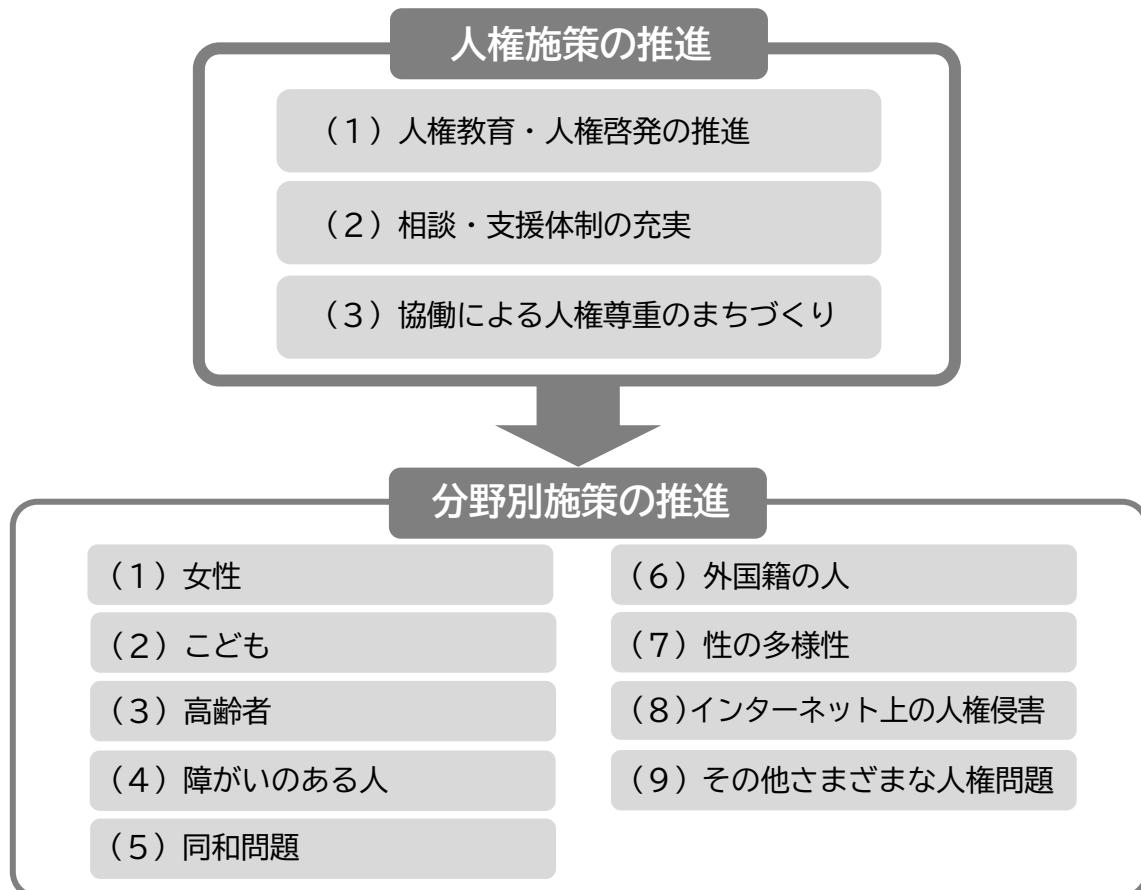
市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめ、性別や障がい、国籍、出自等に基づくあらゆる差別を許さない社会的風土の形成を進めるとともに、人権尊重の理念を日常生活に根づかせていくことが重要です。

近年では、インターネット上での人権侵害やSNSによるいじめ、外国籍の人や性的マイノリティ等、多様な立場にある人々への偏見や無理解が課題となっています。また、同和問題に関する差別的言動も依然として残っており、眞の意味での差別の解消には継続的かつ多面的な取組が必要です。

このような状況を踏まえ、人権問題の解決は行政だけでなく、市民一人ひとりが担うべき課題であるとの認識のもと、市民と行政が協働し、すべての人が尊厳を持って生きられる社会づくりに向けて、教育・啓発活動を一層推進していくことが重要です。併せて、虐待や自殺、生活困窮等の不安に寄り添う相談・支援体制のさらなる充実を図り、だれもが人権を尊重され、支え合って暮らす共生社会の実現を目指します。

## 2. 施策体系

基本理念に基づき、以下のような体系で人権に関わる取組を推進します。



# 第4章 施策の推進

## 1. 人権施策の推進

### (1) 人権教育・人権啓発の推進

#### 現状と課題

人権は、だれもが生まれながらにして持っている基本的な権利であり、市民一人ひとりが人権問題に対する意識・感性を高め、人権を文化として根づかせていく必要があります。

市民意識調査によると、「今の日本は一人ひとりの人権が大切にされていると思う」という設問に対し、『そう思う』と回答した割合は47.1%と半数を下回っており、本市においても人権意識の一層の向上が不可欠となっています。

#### 施策

##### ①就学前・学校における人権教育の推進

No.	施策の方向	内容	担当課
1	学校・園(所)における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○こどもたちの発達段階に応じ、人権尊重の意義や命の大切さについて理解が深まるよう、国や県の方針を踏まえ、学校・園(所)において人権教育を推進します。</li><li>○人権教育についての多様な学習機会を提供するとともに、生活に身近な素材を教材とするなど、感性や心情に訴える学習を進めます。</li></ul>	こども課 学務課
2	安心して学習できる環境の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○こどもの人権に十分配慮した保育・教育を行います。</li><li>○支援員や相談員の研修等を行い、学校における相談体制の充実を図ります。</li><li>○学校・家庭・地域と連携し、人権に関する問題の発生防止と対策を図ります。</li></ul>	こども課 学務課
3	学校・園(所)の連携、家庭や地域との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域社会全体で人権教育を進めるため、市内保育所から高校まで校種を越えた連携を深めるとともに、ボランティアやNPO等、家庭や地域のさまざまな主体と連携し、多様な取組を展開します。</li></ul>	こども課 学務課

## ②地域における人権教育の推進

No.	施策の方向	内容	担当課
4	家庭における人権教育の推進	○こどもたちの人権意識高揚を図る上で重要な役割を果たす家庭において、教育力が向上するよう、人権講座等の保護者が人権について学べる機会づくりや情報提供を行います。	生涯学習課 人権施策推進課
5	地域社会における人権教育の推進	○多様な立場や価値観を持つ人々の相互理解と交流を進める各種市民活動団体の活動を支援します。 ○人権教育を推進する地域ネットワークを構築するため、野洲市人権啓発推進協議会等の関係団体と連携強化を図ります。	市民協働室 人権施策推進課

## ③市民への啓発活動の推進

No.	施策の方向	内容	担当課
6	人権啓発事業等の開催	○実行委員会による市民のつどいや「ひと」と「ひと」のつどい等、人権に関する幅広いテーマで事業を開催します。 ○市内人権施設をはじめ市内の公共施設における各種講習・講座や、地区別懇談会の開催をより推進し、多くの市民の参加を促します。	人権施策推進課
7	多様な啓発媒体による人権啓発の推進	○人権問題の早期解決を図るために、啓発冊子「すてきなまちに」を作成し、市全所帯、学校、企業等に配布するとともに、研修等の実践活動で生かせるよう、内容の充実や具体的な活用方法について検討します。 ○「広報やす」をはじめ、市のホームページや公式LINE、ポスター、リーフレット等、多様な媒体を活用し、効果的な啓発や情報提供に努めます。 ○本計画策定に係る市民意識調査の結果を活用しながら、年齢層等の属性に応じた情報提供を行います。	人権施策推進課

No.	施策の方向	内容	担当課
8	関係機関との連携による人権啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「同和問題啓発強調月間」「人権週間」等の機会を捉え、県や学区人権啓発推進協議会、法務局、人権擁護委員等との連携を図りながら啓発に努めます。</li> <li>○国連が定める「人権デー」(毎年12月10日)やSDGs等の取組についての啓発等、人権に関する国際的な取組との連携を図ります。</li> </ul>	人権施策推進課
9	虐待の通報義務の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○虐待に気づいた場合の通報義務・努力義務について、広く市民に周知します。</li> </ul>	家庭児童相談室

#### ④事業所に対する事業所内人権研修・啓発の向上を目指しての指導・推進

No.	施策の方向	内容	担当課
10	企業内人権研修への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業啓発指導員や野洲市企業人権啓発推進協議会と連携し、企業内研修を実施します。</li> <li>○野洲市企業人権啓発推進協議会の組織を強化し、協議会の研修会及び企業の加盟促進に努めます。</li> </ul>	地域経済振興課
11	就職の機会均等の確保及び従業員の人権尊重に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就職の機会均等を図る公正な採用選考が行われるよう、経営者や人事担当責任者、人権啓発担当者等に対する啓発を推進します。</li> <li>○企業において従業員の人権が尊重されるよう、人権関連法や労働関連法等の遵守について、事業所に啓発を行います。</li> <li>○企業内での多様な人権課題や各種ハラスメントの防止について、啓発を行います。</li> </ul>	地域経済振興課

## ⑤市職員・教職員等に対する研修の充実

No.	施策の方向	内容	担当課
12	市職員・保育士・教職員に対する研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幅広い人権感覚と人権意識を身につけるための多様な研修を実施します。</li> <li>○各種人権講座や人権啓発事業に関する情報提供を行い、参加を促進します。</li> <li>○子どもの人権に配慮した教育方法や内容の向上について、計画的に研修を行います。</li> <li>○「自分ごと」として人権課題を捉えられるよう、対話を重視した参加型の研修を定期的に行います。</li> </ul>	人事課 学務課 こども課
13	福祉関係者に対する研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉事務所職員や民生委員・児童委員、社会福祉施設職員等の社会福祉関係事業の従事者への個人の人格の尊重や個人情報の保護、専門的な各種研修会の実施に努めます。</li> </ul>	社会福祉課

## (2) 相談・支援体制の推進

### 現状と課題

人権侵害の拡大を防ぎ、被害に遭っている人を支援するためには、問題解決のための相談・支援体制の充実を図る必要があります。

市民意識調査によると、「市内人権施設（人権センター・市民交流センター）の認知度」について、「両方知っている」と回答した割合が約3割となっており、人権に関する相談や支援の拠点として、施設の役割をさらに周知するとともに、機能の充実を図っていくことが重要です。

また、現在行われている相談・支援体制の充実を図るとともに、県や市内関係機関、人権擁護委員との連携強化に努めます。

### 施策

#### ①相談体制の充実

No.	施策の方向	内容	担当課
14	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○人権擁護委員による相談支援を実施します。</li><li>○多様化・複雑化する相談に的確に対応し、相談者の立場に立った適切な助言ができるよう、人権問題に関する専門知識や経験等を有する専門相談員の確保に努めます。</li><li>○気軽に相談しやすい環境づくりを推進します。</li><li>○「広報やす」をはじめ、多様な媒体を活用し、積極的に相談窓口及びその活動内容等の周知に努めます。</li><li>○関係各課と連携した相談支援を進めるとともに、法務局等の関係機関や地域の関係団体等と連携を図りながら、市民が安心して頼れるネットワークを構築し、相談体制の確立と機能の充実を図ります。</li><li>○市民交流センターにおいて、生活・就労支援員による市民の生活指導や就労支援、相談支援を実施します。</li></ul>	人権施策推進課 市民交流センター
15	職員の相談スキルの向上	<ul style="list-style-type: none"><li>○人権や福祉部門の職員を中心に、専門的知識力を高めるための研修とともに、接遇やコミュニケーション等、応対力を高めるための研修機会を設け、職員の資質向上を図ります。</li></ul>	人権施策推進課

## ②関係機関相互のネットワークの充実

No.	施策の方向	内容	担当課
16	関係機関との連携による被害者保護の推進	○人権侵害事案に対しては、関係機関と連携し、被害者の保護や人権回復に向けた対応を図ります。	人権施策推進課

## ③市内人権施設の運営

No.	施策の方向	内容	担当課
17	人権センター・市民交流センター運営の充実	○あらゆる差別、人権施策の拠点として、市民の人権擁護及び人権意識の高揚を図り、市民一人ひとりの参加によるあらゆる差別のない明るく住みよい野洲市の実現に向けて、さまざまな取組・施策を推進します。 ○市民交流を通じての人権と福祉の拠点として、生活就労等各種相談事業や子どもの居場所づくり、人権研修等あらゆる活動とその支援を行います。 ○小中学校と連携しながら、あらゆる差別をなくす仲間づくり活動を実施します。	人権施策推進課 市民交流センター

### (3) 協働による人権尊重のまちづくり

#### 現状と課題

人権教育や啓発の推進、相談・支援体制の充実には、市民協働による取組が不可欠です。特にDVや子ども・高齢者の虐待については、早期発見と迅速な対応が重要であり、市民の理解と協力や関係機関との連携、地域と家庭の連帯感の強化が必要です。

また、人権啓発活動の効果を高めるためには、市民や関係団体が協力して人権課題に取り組む体制の整備や、人権啓発活動の担い手の育成が重要です。

#### 施策

##### ①市民協働による人権擁護と人権啓発の推進

No.	施策の方向	内容	担当課
18	地域ぐるみの虐待防止と支援体制の強化	○DVや子ども・高齢者の虐待については、早期発見による対応が重要であることから、地域住民の理解と協力を得つつ、家庭・学校・地域・関係機関が連携を強化し、未然防止と適切な支援につなげます。	家庭児童相談室 地域包括支援センター
19	人権擁護推進員の配置	○人権擁護推進員については、学区人権啓発推進協議会及び民生委員児童委員協議会より選出し、地域バランスを考慮した委嘱を行います。	人権施策推進課
20	市民協働による人権啓発の推進と体制強化	○人権啓発推進協議会や企業人権啓発推進協議会等の人権啓発団体をはじめとする組織と市民が協働により、効果的な事業の実践に努めます。 ○人権啓発推進協議会や企業人権啓発推進協議会等の推進組織の強化に向けて、人権啓発活動の担い手の発掘・育成を図ります。	人権施策推進課 地域経済振興課

## 2. 分野別施策の推進

### (1) 女性

#### 現状と課題

「男女共同参画社会基本法」では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置づけ、あらゆる分野での推進が求められています。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識に基づいた制度や慣行は家庭や職場、地域社会等、さまざまな場面で根強く残っています。また、法律上では女性の人権を守るさまざまな動きがあるものの、DVやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の各種ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪等、女性の人権に関する重大な問題は依然として存在しています。

また、世界経済フォーラムが毎年発表するジェンダー・ギャップ指数で、わが国は148か国中118位（2025年）と先進国で最低レベルとなっています。

このため、性による差別意識の解消やジェンダー平等意識の醸成に向けた教育・啓発を行うとともに、あらゆる分野における女性の参画拡大を図り、男女がともに社会のあらゆる場面で活躍できる環境づくりを進めます。

具体的な取組内容については、「第5次野洲市男女共同参画行動計画」に記載することとし、連動して取組を推進します。

#### 施策

##### ①女性の人権に関する教育・啓発の推進

No.	施策の方向	内容	担当課
21	広報掲載・啓発誌等の発行及び社会制度・慣行の見直しの啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>○女性も男性も積極的に社会参画することの重要性について認識が深まるよう、広報誌・啓発誌等を通じて意識改革を図ります。</li><li>○男女共同参画に関する啓発パネルや資料、DVD等を整備し、貸出しを行い、男女共同参画について啓発します。</li></ul>	人権施策推進課
22	性別による固定的な役割分担意識の解消	<ul style="list-style-type: none"><li>○あらゆる機会を通じて、性別に関わらず、日常生活における家事分担等を家族が協力して担っていく環境づくりについて啓発を行い、男女平等意識の定着化に努めます。</li><li>○無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について、広報誌やホームページ等で啓発し、気づきの機会を提供するとともに、講演会の周知等を通じてその解消の必要性の周知を図ります。</li></ul>	人権施策推進課

No.	施策の方向	内容	担当課
23	学校・園（所）における男女平等教育の促進及び人権意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女が協力し合い、互いの人権を尊重し合える関係を築いていくために、性別に捉われないジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）に敏感な視点を大切にした教育・保育活動に取り組みます。</li> <li>○学校・園（所）生活の中で、気づかないまま性別役割分担を前提に活動したり、男女で異なる評価基準を用いたりするがないように、点検・見直しを図ります。</li> <li>○学校での生活のあらゆる機会を通して、日常的な人との関わりを大切にした人権学習の取組を推進し、人権意識の醸成・向上に努めます。</li> <li>○幼稚園・保育園（所）での遊びや生活を通じた男女平等教育の取組を進めるとともに、園だよりを通じて取組状況を保護者に知らせ、保護者への啓発活動を行います。</li> </ul>	学務課 こども課

## ②多様な機会・場への女性の参画拡大

No.	施策の方向	内容	担当課
24	女性委員の積極的登用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○審議会・委員会については、男女のバランスが良い組織となるよう働きかけます。</li> <li>○各種審議会や委員会の女性の参加状況や市民公募制の実施状況を定期的に把握します。定期的に調査した結果は、広報誌やホームページ等を通じて公開します。</li> <li>○女性の参画をより一層推進できるよう、審議会や委員会等の委員選出方法の見直しや、関係団体への女性推薦依頼を検討します。</li> </ul>	人権施策推進課
25	女性職員の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性の採用や課長級以上の管理職への登用を進めます。</li> <li>○「野洲市特定事業主行動計画」に基づき、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析を行い、数値目標や取組内容等、女性の活躍に関する情報の公表を行います。</li> </ul>	人事課
26	自治会長等への啓発推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会における運営・方針決定の場への女性の参画が促進されるようにするとともに、自治会役員への女性の参画が進むよう啓発します。</li> </ul>	自治防災課

### ③DV等の被害者の安全確保と自立支援

No.	施策の方向	内容	担当課
27	男女間での暴力を許さない意識づくり・取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11月12日～25日）等の機会を捉えて、男女間の暴力は、個人の問題ではなく社会全体に深刻な影響を与える人権問題であるとの認識が浸透するよう啓発や広報の充実に努めます。</li> <li>○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」や「ストーカー規制法」等の周知に努めます。</li> <li>○男女間での暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー等について、関係部署と連携し、支援情報を提供します。</li> <li>○中学生、高校生、大学生等の若年層に対して、デートDV防止啓発等を通して、お互いがより良い関係を築いていくことの大切さについての啓発や、性暴力、ストーカーの被害者にも加害者にもならないための予防啓発・教育を実施します。</li> </ul>	家庭児童相談室 学務課
28	DV等被害者の安全確保及び心身の回復や自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急時支援フローチャートを作成し、速やかに一時保護ができる体制づくりを行います。</li> <li>○民間シェルターやステップハウス等の情報収集を行うとともに、設置に対する支援を検討します。</li> <li>○DVやストーカー行為の被害者から支援の申し出があった場合には、関係機関と連携し、適切な対応を行います。</li> <li>○県の配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター等の関係機関と連携を図りながら、被害者が安全・安心に過ごせる環境づくりや、心身の回復、自立に向けた支援を行います。</li> <li>○希望に応じて、臨床心理士や精神保健福祉士によるカウンセリングを実施し、DV等の被害者の心身の回復や自立に向けた支援を行います。</li> </ul>	家庭児童相談室

## (2) こども

### 現状と課題

近年、こども同士のいじめや家庭内でのこどもに対する虐待、ヤングケアラー等が大きな社会問題となっています。

市民意識調査によると、関心のある人権問題について、「子どもに関する人権の問題」という回答が5割を超えていました。また、いじめをなくすために重要なこととして、「幼児期から他人への思いやりを身につける」が5割を超えていました。

このような状況を踏まえ、子どもの人権の尊重及び社会性を育む取組の推進に努めます。

### 施策

#### ①子どもの人格の尊重と権利意識の醸成

No.	施策の方向	内容	担当課
29	子どもの権利に関する人権意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"><li>○児童福祉月間や児童虐待防止推進月間等を活用し、「子どもの権利条約」の趣旨について広報・啓発活動に努め、子どもの人権が尊重される社会を目指します。</li><li>○野洲市教育振興基本計画に基づき、子どもたち一人ひとりが人権感覚を磨き、さまざまな差別をなくす実践力を身につけるよう、有効な教材・プログラムの作成や指導方法の改善に取り組みます。</li><li>○人権研修の開催等、園（所）や学校の教育・保育活動を通じて人権学習を推進し、児童生徒の人権意識の向上に努めます。</li><li>○園だよりや学校だよりを通じて取組状況を保護者に知らせるとともに、保護者への啓発活動を行います。</li></ul>	子ども課 学務課
30	人権尊重教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○相手の立場を尊重しながら行動できる児童生徒の育成に向けて、保育所、幼稚園、小学校、中学校の教職員の人権意識を高めるとともに、保・幼・小・中と一貫した人権教育を推進します。</li></ul>	子ども課 学務課
31	子どもの意見発表の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>○「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」等、子どもの意見を聞く場を設け、今後のまちづくりに活用します。</li></ul>	生涯学習課 学務課

No.	施策の方向	内容	担当課
32	子どもの貧困への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども・若者へのヤングケアラーの認知を高めるとともに、助けを求めやすい環境づくりに努めます。</li> <li>○福祉、介護、医療、教育等の関係者間で情報共有・連携を行い、ヤングケアラーの早期発見・把握と必要な支援につなげます。</li> <li>○学習支援と生活支援を組み合わせた「Y a S c h o o l (やすクール)」を展開し、経済的困難を抱える家庭の市内の中学生が、安心して学べる環境づくりを推進します。</li> </ul>	子ども課 学務課 市民生活相談課

## ②子どもの虐待・いじめ防止と早期対応

No.	施策の方向	内容	担当課
33	いじめの未然防止・早期発見の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめの未然防止・早期発見のため、教職員に対する研修の充実を図るとともに、関係機関・団体との連携を進めます。</li> <li>○いじめが発生した場合には、速やかに対策委員会を開催し対応するとともに、各学校間で同様の事例の再発防止に向けた情報共有を図ります。</li> </ul>	学務課
34	児童虐待の未然防止・早期発見の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産後うつの予防や新生児への虐待防止等を図るため、医療機関と連携した切れ目のない支援を行います。</li> <li>○子どもに関わる各機関が情報共有や専門知識の向上に努め、連携を強化することで、児童虐待防止に取り組んでいきます。</li> <li>○児童虐待を発見した場合には、関係機関につなぎ情報を共有するとともに、個々の状況に応じた対応を速やかに行います。</li> </ul>	家庭児童相談室 学務課 健康推進課
35	こころの教育相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不登校やいじめ等についての悩みを持つ児童とその保護者に対して、ふれあい教育相談センターのカウンセラーによる面接や電話による相談を実施しています。学校をはじめとする関係機関と連携し、個々の課題の解決に向け、相談体制の充実を図ります。</li> </ul>	ふれあい教育相談センター

### ③不登校児童生徒の居場所づくりと自立支援

No.	施策の方向	内容	担当課
36	不登校に配慮した指導の推進	○不登校はどの児童生徒にも起こりうるという認識に立ち、児童生徒が「心の居場所」を実感できるよう配慮しながら指導を行います。	学務課
37	不登校児童生徒の学びと自立に向けた支援	○学校に行きづらくなったこどもたちのための居場所である教育支援ルーム「ドリーム」において、一人ひとりの意向を尊重しながら、自己肯定感・社会性等の育成に努め、社会的自立や次のステップアップへ向けてサポートします。 ○学校に行けないこどもや行きにくいこどもを対象に、訪問型教育支援「ウィッシュ」において、指導員やカウンセラーが、社会的自立や次のステップアップへ向けてサポートします。	ふれあい教育相談センター

### ④子育て支援体制の充実

No.	施策の方向	内容	担当課
38	子育てについての相談体制の充実	○子どもの個性や発達段階に応じた適切な保育を推進するため、子育て支援センターや各種健診、健康教室等あらゆる場での相談支援体制の充実を図ります。	こども課
39	子育て支援策の推進	○「野洲市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種子育て支援策を推進するとともに、支援策のさらなる充実を図り、こどもたちが健やかに成長できる環境の整備に取り組みます。	こども課

### (3) 高齢者

#### 現状と課題

全国的な高齢化の進行に伴い、本市においても高齢化が進みつつあります。そのため、高齢者の人権や暮らしやすさに配慮したまちづくりが重要となっています。

市民意識調査によると、「高齢者の人権を守るために必要なこと」について、「高齢者が能力を発揮できるよう、就労や社会活動の機会を増やす」「認知症など高齢者に対する理解と関心を深める教育・啓発・広報活動を推進する」と回答した割合が高く、高齢者への理解促進と社会参加の機会の充実が求められています。

このような状況を踏まえ、市民や関係機関と連携しながら、地域全体で支え合い、高齢者がいきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指します。

#### 施策

##### ①高齢者への理解と尊厳の尊重

No.	施策の方向	内容	担当課
40	高齢者虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○虐待に関する理解が不十分である事例もあるため、各家庭に潜在する虐待の早期発見に向けた出前講座を継続して実施し、虐待に気づく意識の醸成に努めます。</li><li>○虐待を未然に防ぐため、地域の見守り・支え合い活動を推進します。</li><li>○相談や通報の中で虐待の疑いがある事例については、初動会議、コア会議、虐待対応ケース会議、虐待対応評価会議を開催し、相談・指導及び助言を適切に行い、虐待が早期に解消されるよう対応を進めます。</li><li>○高齢者虐待についての知識習得や、円滑なコミュニケーションについての研修機会の提供により、要介護施設等における虐待防止に取り組みます。</li></ul>	高齢福祉課
41	認知症に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>○認知症に対する正しい知識と理解に向けて、認知症サポーター養成講座を実施します。特に、人格形成の重要な時期である小中学校や認知症の人と地域で関わることが多い自治会や企業等へ出向いてサポーター養成講座を実施することで、地域において認知症の人や家族を支援するボランティアの育成、充実を図ります。</li><li>○認知症の人や家族だけでなく、すべての市民が正しい情報を得たり交流ができる「認知症カフェ」を開催し、だれもが安心して過ごせる場の充実を図ります。</li></ul>	高齢福祉課 地域包括支援センター

No.	施策の方向	内容	担当課
42	高齢者の権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度の運用の充実と適正化、さらに支援拡大のため、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関と連携し、利用促進を図ります。</li> <li>○支援を必要とする人が利用できるように「成年後見制度出張相談会」や「なんでも相談会」を実施し、制度の啓発や相談対応の充実を図ります。</li> </ul>	高齢福祉課
43	保育・教育を通じた交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校・園（所）におけるこどもと高齢者の交流を促進し、高齢者的人権についての理解を深めます。</li> </ul>	こども課 学務課

## ②高齢者の自立生活を支える地域体制の整備

No.	施策の方向	内容	担当課
44	福祉サービスの充実と地域包括ケアシステム等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、福祉サービスを充実するとともに、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制及び地域包括ケアシステムの推進を図ります。</li> <li>○地域住民やボランティア、N P O、関係機関・団体等に対して、支え合いの意識づくりを進めます。</li> </ul>	高齢福祉課 地域包括支援センター

## ③高齢者の社会参加と共生社会の実現

No.	施策の方向	内容	担当課
45	高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者自身の生きがいが高まることが、健康保持増進につながるため、市民活動団体と連携し、福祉施設や認知症カフェ等で、趣味や特技を生かした活躍の場を創出します。また、高齢者が地域支え合いの担い手としての地域貢献に取り組むことを推奨していきます。</li> <li>○高齢者の就労の場を確保するため、企業等への事業開拓や職業紹介事業等に取り組んでいるシルバー人材センターの活動に対し支援を行います。</li> </ul>	高齢福祉課 地域経済振興課

No.	施策の方向	内容	担当課
46	高齢者の学習機会の充実	○生涯学習等を通じ、高齢者の学習機会の充実と学習意欲の高揚を図ります。	生涯学習課 人権施策推進課
47	認知症の人とともに暮らす共生の地域づくり	○認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族からの「声」に耳を傾け、認知症の人の「やりたいことを叶える」ことや、ニーズに合った具体的な支援を一緒に考える「チームオレンジ」の構築に努めます。 ○多くの機関や団体、事業者に協力してもらえるように、見守りネットワークの拡大を図ります。	高齢福祉課

## (4) 障がいのある人

### 現状と課題

「改正障害者差別解消法」が令和6(2024)年度より施行され、障がいのある人に対する不当な差別的取り扱いの禁止に加え、事業者による合理的配慮の提供が義務づけられることとなりました。

市民意識調査においても、バリアフリーの推進や教育・啓発による障がいの理解促進を求める意見が多く、身近な生活環境の環境整備や市民理解の深化が課題となっています。

また、障がいのある人が生涯にわたって安心して暮らせるよう、権利擁護や就労支援の充実とともに、自立支援や社会参加を支える取組を推進していくことが重要です。

### 施策

#### ①障がいへの理解促進と偏見の解消

No.	施策の方向	内容	担当課
48	障がいに対する理解の促進と研修の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○精神障がいや発達障がい等、さまざまな障がいへの理解を深めるため、市民に対して、「広報やす」やポスター等を活用した啓発を推進します。</li><li>○民生委員・児童委員や人権擁護委員等、各種相談員に対し、さまざまな障がいについて正しい知識を持ち、障がいに応じた相談に対応できるよう研修を行います。</li></ul>	障がい福祉課 社会福祉課 人権施策推進課
49	共生に向けた教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○こどもの頃から障がいのある人の人権について理解を深めるため、学校・園（所）においてさまざまな体験及び学習活動を推進します。</li><li>○「障害者差別解消法」に基づき、差別解消についての関心と理解を深め、必要な支援や合理的配慮を提供できるよう、啓発活動を行います。</li></ul>	こども課 学務課 障がい福祉課

## ②障がいのある人の権利擁護と社会的障壁の除去

No.	施策の方向	内容	担当課
50	相談支援体制の推進	○野洲市障がい者自立支援協議会等を通じて、地域における支援体制や相談支援体制の充実・強化を図ります。	障がい福祉課
51	権利擁護事業の推進	○判断能力が十分でない人の財産等を守るために、成年後見制度の利用促進や権利擁護に関する相談事業等の充実を図ります。 ○「障害者虐待防止法」及び「障害者差別解消法」に基づき、医療・教育関係者や民生委員・児童委員等の関係機関との連携により早期発見・早期対応を図るための虐待防止ネットワークの構築及び権利擁護に努めます。	地域生活支援室 障がい福祉課
52	個々のニーズに応じた教育の推進	○インクルーシブ教育を推進するため、教職員や子どもに対する理解の促進、必要な受け入れ体制の整備等に努めます。 ○個々の状況やニーズに応じられるよう、特別支援教育とインクルーシブ教育の両立を図ります。	学務課
53	障がいのある人の生涯を通じた学習の支援	○障がいのある人が社会に出てからもさまざまな分野の学習が行えるよう、各種講演会や講座、行事において、手話通訳者・要約筆記者を派遣するなど、障がいに応じたコミュニケーション支援の充実を図ります。	障がい福祉課

## ③障がいのある人の自立と社会参加を支える環境整備

No.	施策の方向	内容	担当課
54	障がいのある人の社会参加・交流の場づくり	○人権に関する講演会やスポーツ大会等、各種交流事業を通じて、障がいのある人が気軽に参加でき、交流できる機会や環境づくりを進めます。 ○民生委員・児童委員による施設訪問等を通じて、障がいのある人との交流を推進します。	障がい福祉課 社会福祉課

No.	施策の方向	内容	担当課
55	主体的な生活を支える意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、市が実施している障がい福祉サービスについて、「広報やす」やホームページ等により周知するとともに、サービスが必要と思われる人に対して利用の促進を図ります。</li> <li>○日常生活・社会生活を送る上での選択、判断、決定等について、本人が主体的に行えるよう、意思決定支援に関する支援者の資質向上に向けた取組を推進します。</li> </ul>	地域生活支援室 障がい福祉課

#### ④障がいのある人の就労支援と事業所による雇用促進のための働きかけ

No.	施策の方向	内容	担当課
56	障がいのある人の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の企業等に対して、障がいのある人の雇用に関する理解を求め、障がいのある人の雇用就業機会の確保に努めるとともに、福祉、労働、教育等の関係機関との連携による就労支援の充実に努めます。</li> <li>○障がいのある人の雇用の場を拡大できるよう、ハローワーク等の機関と連携を図り、障がいのある人の一般企業における雇用を促進します。</li> <li>○就労後も長く働き続けることができるよう、雇用者・障がいのある被雇用者双方に対する相談支援の充実に努めます。</li> </ul>	地域経済振興課 市民生活相談課
57	事業者に対する環境整備の働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者への指導・助言を通じて、施設のバリアフリー化の促進や、障がいのある人に対する合理的配慮の提供義務について理解促進を図ります。</li> <li>○労働・福祉の各関係機関と連携し、企業に対してトライアル雇用の啓発を行います。</li> <li>○就職後、就労継続のための課題に対し、関係機関と連携しながら仕事内容の質の向上に向けて、本人や家族が職場と連絡調整を行うための支援体制を整えます。</li> </ul>	地域経済振興課 市民生活相談課

## (5) 同和問題

### 現状と課題

同和問題は、わが国の歴史の中で形成された、わが国特有の人権問題であり、今なお根強い差別・偏見が残っています。

市民意識調査によると、「同和問題が存在する理由」として、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人がいるから」や「部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」と回答した割合が高くなっています。また、「同和問題を解決するために必要なこと」について、教育や啓発を徹底することが高い割合となっています。

これらの現状を踏まえ、人権教育・啓発活動を通して正しい知識の普及に努め、同和問題に対する差別・偏見意識の解消を目指します。

### 施策

#### ①同和問題の解消に向けた地域づくりの推進

No.	施策の方向	内容	担当課
58	働く場における差別防止・解消に向けた取組	○就職の機会均等を保持し、差別のない、働きやすい職場づくりを進めるため、野洲市企業人権啓発推進協議会と連携し、事業主等を対象とした研修会等を実施します。	地域経済振興課
59	市民同士の交流や相互理解を深める活動	○人権センターや市民交流センターを活用し、人権問題についての市民理解を深めるため、地域のボランティア等との協働の取組や、だれもが参加しやすい交流機会の充実等、日常生活に根差した啓発活動を推進します。 ○市民交流センターにおいて、自主サークル活動への支援を行い、市民交流の拠点としての活用を促進します。	人権センター 市民交流センター

## ②同和問題に関する教育・啓発の推進

No.	施策の方向	内容	担当課
60	同和問題解消に向けた教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの発達段階に応じて同和問題を解決していくための知識や技能、態度等の育成に努めます。</li> <li>○人権意識を高める効果的な教育を推進するため、同和問題に関する講演会や研修を継続的に実施します。</li> <li>○市民交流センターにおいて、親子で遊べる「子どもの広場」による子どもの居場所づくりに取り組み、人権教育・啓発を推進します。</li> <li>○部落差別解消推進法や本人通知制度の趣旨について啓発・周知を行い、同和問題の解消に向けた意識の高揚を図ります。</li> </ul>	人権施策推進課 市民交流センター 学務課

## ③差別事象発生時の関連部署を包括した迅速・適切な対応と被害者支援

No.	施策の方向	内容	担当課
61	人権侵害事象の解決・解消に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重大な人権侵害や差別行為である身元調査やインターネット上への差別的な書き込み等の同和問題の解決を妨げるような行為に対しては、関係機関・団体と連携しながら適切な対応に取り組みます。</li> </ul>	人権施策推進課
62	相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○同和問題（部落差別）に関する相談に的確に応じるため、各種研修会に参加し、職員のスキルアップに努めます。</li> <li>○人権センターや市民交流センターにおいて、事象後の被害者からの相談をはじめとする、人権侵害や生活上の困難に関する相談支援を推進するとともに、必要に応じて関係機関と連携した支援につなげます。</li> </ul>	人権施策推進課 市民交流センター

## (6) 外国籍の人

### 現状と課題

経済をはじめとするさまざまな分野において、グローバル化が進み、その流れは地域社会にも及んでいます。本市で暮らす外国籍の人も増加傾向で推移しています。一方で、外国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）や運動、社会的風潮が問題となっています。

市民意識調査によると、「外国籍の人の人権を守るために必要なこと」として、外国籍の人々が地域活動に参画できる体制の整備や就労環境の改善等が重要だとする回答の割合が高くなっています。

本市においては、異なる国籍・文化的背景を持つ人々の多様な文化や価値観等を認め合い、地域の一員として暮らすことのできる多文化共生の実現に向けて取組を推進していくことが重要です。

### 施策

#### ①相互理解と共生意識の醸成

No.	施策の方向	内容	担当課
63	教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○「外国人児童生徒に関する指導指針」（滋賀県等）に基づき、外国籍の人の生活や文化を正しく理解できるよう、各学校や地域の実態に応じた教育・啓発を推進します。</li><li>○在日韓国・朝鮮人（オールドカマー）に関する歴史的経過について、正しい理解や認識を深めるため、教育・啓発の推進に努めます。</li><li>○「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、ヘイトスピーチ解消に向けた啓発を推進します。</li></ul>	学務課 人権施策推進課
64	国際交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○国籍や文化等の違いを越えて、だれもが市民の一員として尊重されるよう、国際交流に関連する団体等と連携し、地域における国際交流機会の充実を図ります。</li><li>○近隣諸国との交流や協力のあり方については、社会情勢を踏まえ検討していきます。</li></ul>	総合調整課

## ②外国籍の人の言語・相談支援体制等の充実

No.	施策の方向	内容	担当課
65	相談支援体制の充実	○外国籍の人の日常生活に関するさまざまな悩みや困りごと等の問題に対して、適切に対応できるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。	人権施策推進課 市民生活相談課
66	日本語教室指導者の確保・育成	○県や野洲市国際協会等と連携し、国等による日本語教育人材育成の研修等に関する情報提供を行います。	総合調整課
67	外国籍児童生徒等への母語支援	○外国籍児童生徒等に対する日本語指導や学校生活への適応指導を実施するほか、母語による学習サポートを行います。	学務課
68	就労の機会均等の確保	○事業主等に対し、外国籍の人の就労の機会均等を確保するための公正な採用システムの確立を図るよう、啓発を推進します。	地域経済振興課

## (7) 性の多様性

### 現状と課題

近年、日本において性的指向や性自認に関する理解が進みつつあり、令和5（2023）年6月には「L G B T 理解増進法」が施行され、性的マイノリティに対する理解促進が法的に位置づけられました。企業等においてもハラスメントのない環境づくりや公正な採用選考を推進するため、研修機会や相談体制の充実に努めています。

一方で、依然として性的マイノリティに対する偏見や差別は存在しており、職場や学校での理解不足や支援体制の不備が課題となっています。

本市においては、一人ひとりが尊重され、自分らしく暮らせる社会の実現に向けて、多様な性のあり方についての理解を深めるとともに、性的マイノリティやその家族が直面する課題に対応できる相談支援体制の整備を進めます。

### 施策

#### ①性の多様性に関する理解の増進のための教育・啓発の推進

No.	施策の方向	内容	担当課
69	性の多様性に関する啓発の推進	○すべての人がかけがえのない個人として尊重される社会の実現を目指して、「L G B T 理解増進法」に基づき、家庭や学校、地域、職域等のさまざまな場を通じた啓発を推進します。	人権施策推進課
70	学校教育における配慮と正しい理解の促進	○性的指向・性自認に関するこどもたちの正しい理解を促進するため、就学前を含む発達段階に応じた学習を進めるとともに、保護者への啓発にも取り組みます。	学務課
71	市職員・保育士・教職員に対する研修の充実	○情報提供や研修の充実を図り、就学前・学校教育における性的マイノリティに対する正しい理解を促進します。 ○「性の多様性について理解を深め、行動するための職員向けガイドライン」の周知を図り、市職員一人ひとりの性的指向・性自認への理解が深まるよう、研修の機会を設けます。	人事課 学務課 人権施策推進課

## ②相談体制の整備等の当事者支援の取組の推進

No.	施策の方向	内容	担当課
72	相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ L G B T Q 等の当事者からの日常生活におけるさまざまな悩みや困りごとに関する相談に適切に対応できるよう、県の関係機関との連携体制の構築や各相談機関の相談員の資質向上等の取組を推進します。</li> <li>○ 自身の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して悩みを抱える児童生徒に対してきめ細かな対応を行うため、児童生徒の心情等に配慮した相談支援を実施するとともに、安心して相談ができる環境づくりに取り組みます。</li> <li>○ より専門的な相談が必要なケースに対応するため、国や県、当事者団体等による専門相談機関情報の収集と提供を行います。</li> </ul>	人権施策推進課 学務課
73	性的指向や性自認等を理由に困難を抱える人への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 滋賀県パートナーシップ宣誓制度についての周知を行います。</li> <li>○ 県からパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者が、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として本市の事業やサービスを利用できるような運営を図ります。</li> </ul>	人権施策推進課

## (8) インターネット上の人権侵害

### 現状と課題

インターネットやスマートフォンの普及は、私たちの生活に多くの利便性をもたらし、日常生活に欠かせないものとなりました。一方で、匿名で容易に情報を発信できることから、個人情報の漏洩や特定の個人への誹謗中傷等が社会問題となっています。また、スマートフォンを所有する子どもの増加に伴い、子どもが被害者や加害者となるトラブルも発生しています。

このため、インターネット利用におけるプライバシーの保護や、情報モラル等に関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発を推進します。

### 施策

#### ①インターネットによる人権侵害の防止のための教育・啓発

No.	施策の方向	内容	担当課
74	インターネット上の人権問題や利用に関する教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>○インターネット上やSNSにおいて人権を侵害するような情報の掲載や個人情報の安易な掲載を行わないこと、個人の責任やモラル、情報リテラシー等についての教育・啓発を行います。</li><li>○「情報流通プラットフォーム対処法」等、インターネット利用に関する法令等の周知を図ります。</li><li>○市民一人ひとりがモラルを持ってインターネットを利用するよう、「広報やす」や市公式LINE、ポスター等による啓発を推進します。</li><li>○インターネットの特性や利用上のルール・マナーについての学習機会の提供を図ります。</li><li>○児童生徒の発達段階に応じて、インターネット上の人権問題への理解を深め、情報モラルを身につける教育を推進します。</li></ul>	人権施策推進課 学務課
75	市職員・教職員に対する研修の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○インターネット上の誹謗中傷等の問題に対して、適切な対応ができるよう、研修の充実を図ります。</li></ul>	人事課 学務課

## ②関係機関・団体と連携した取組の推進

No.	施策の方向	内容	担当課
76	相談体制の充実	○インターネット上の人権問題に関する相談体制の充実に努めます。	人権施策推進課
77	差別的な書き込み等に対する対策	○差別的な書き込みや動画の投稿、SNS上の誹謗中傷等、人権を侵害する悪質な情報に対しては、プロバイダ等への削除を要請するなど関係機関と連携して、解決に向けた取組を行います。 ○国や県、滋賀県人権センターをはじめとする関係機関・団体と連携し、インターネット上の差別的書き込み等に関する情報交換や研修、啓発を行うとともに、必要に応じて個別具体的な事案への対応を行います。	人権施策推進課

## ③個人情報保護の推進

No.	施策の方向	内容	担当課
78	個人情報の適正な取り扱い	○個人情報保護法に基づき、市が保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護します。	総務課

## (9) その他さまざまな人権問題

### さまざまな人権問題

- 感染症患者等の人権
- ハンセン病患者・元患者やその家族の人権
- 犯罪被害者とその家族の人権
- 刑を終えて出所した人の人権
- 生活困窮にある人の人権
- 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権
- 災害時の人権
- ハラスメント・メンタルヘルス
- アイヌの人々の人権
- 人身取引（性的サービスや労働の強要等）等

### 現状と課題

私たちの周りには、今なお解決しない、あるいは時代の流れや社会の変化とともに生じた、さまざまな人権課題が存在しています。また、社会情勢の変化に伴い、今後はますます人権課題が多様化・複雑化することが予想されます。これらの課題の背景には、いずれも周囲の人々の関心をはじめ、正しい知識や理解が不足していることが考えられます。

本市では、国や県をはじめとする関係機関と連携を図り、総合的・横断的に人権課題に取り組むとともに、さまざまな人権課題に対する正しい知識の普及・啓発に努め、市民一人ひとりの人権意識を高めるための取組を推進します。

### 取組の方向性

#### <さまざまな人権問題に関する啓発>

- さまざまな人権問題の解決に向けて、正しい知識と理解を深めるために人権教育や啓発を関係機関と連携して取り組みます。
- 誤った認識や偏見に基づくさまざまな人権問題について、広報誌やホームページの活用等、さまざまな媒体を通じて啓発を推進します。
- 社会情勢の変化等によって今後生じる新たな人権課題に対しては、国・県と連携し、迅速な情報提供に努めます。

#### <相談支援体制の整備>

- 市民やこどもたちにとって最も身近な相談窓口であるべき市職員・教職員が、さまざまな人権問題に的確に対応できるよう、研修等を実施し、その資質の向上に努めます。
- 府内に寄せられる各種相談については、個人情報に配慮しながら、府内関係部署や関係機関等と共有・連携し、相談者に寄り添った支援を行います。

# 第5章 計画の推進体制

## 1. 人権施策の推進体制

本計画の趣旨を十分に踏まえて、市の行政機関はもとより、関係機関等との連携のもと、全庁をあげて本計画の具体的推進に取り組みます。そのため、野洲市人権尊重のまちづくり推進本部を中心に、部局間相互の緊密な連携のもと、人権施策の総合的かつ効果的な推進に取り組みます。

また、国・県の施策動向や関連法、基本方針・基本計画、「野洲市総合計画」の各種基本方針・取組とも整合を図ります。

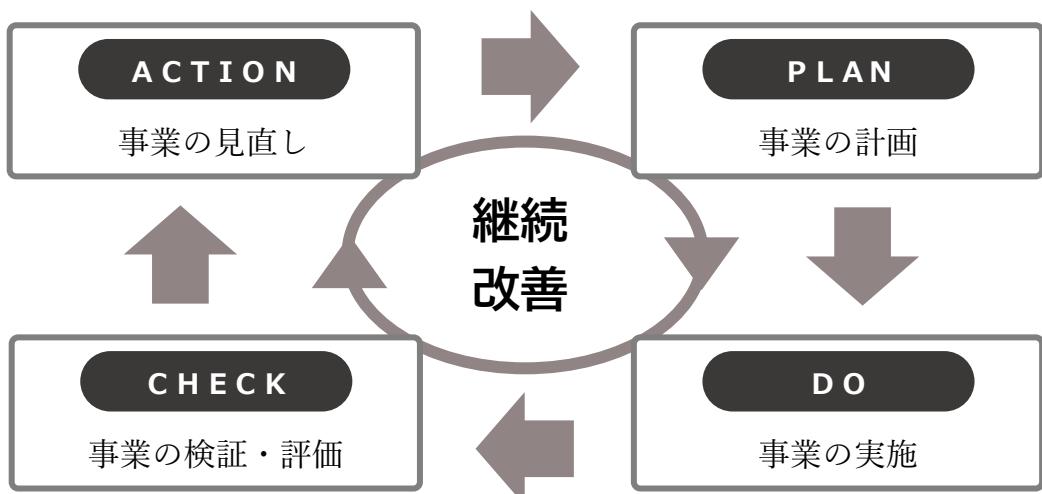
さらに、学校・園所人権教育推進委員会や学区人権啓発推進協議会等、関係機関・団体に対する支援及び相互連携により、協働のまちづくりを目指します。

## 2. 人権施策の進行管理

本計画に掲げた施策については、毎年度進捗状況を把握した上で、野洲市人権施策審議会において施策の充実や見直し等について評価を行い、計画の円滑な推進に努めます。また、人権に関わる問題は、常にその時々の社会情勢を踏まえた対応が重要であり、新たに発生する人権課題への対応も必要です。そのため、各種人権施策の課題把握や効果の検証等を実施し、人権施策や事業へ反映していきます。

さらに、計画の着実な推進のためには、これらの管理及び評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、計画を立案し（PLAN）、実践する（DO）ことはもちろん、計画策定後も適切に評価（CHECK）、改善（ACTION）を行います。

■進行管理のイメージ図



# 資料編

## 1. 野洲市「人権尊重のまち」宣言

人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにしてもらっている基本的な権利です。

わたしたちは、「人権の共存」を基本にかかげ、人権を侵さず、侵されず、たがいに助け合い、明るく住みよい地域社会を築きます。

そのために、わたしたち一人ひとりが人権の尊重と擁護について正しい理解と認識を深め、誰もが大切にされ安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い、ここに野洲市を「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

## 2. 「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」平和都市宣言

世界の平和の実現と核兵器の廃絶は、わたしたち人類共通の願いです。

しかし、今なお、核兵器の脅威をはじめ、悲惨な争いがあとをたたず、人類の平和と地球環境が脅かされています。

わたしたちは、世界で唯一の被爆国の国民として、広島、長崎のような悲惨な体験を二度と繰り返さないよう、非核三原則を堅持し、すべての国があらゆる核兵器をすみやかに廃絶しなければなりません。

戦後、日本は憲法で恒久平和を宣言し、安全と生存のための努力を今日まで続けてきました。再び戦禍を被ることなく、わたしたちは平和の恩恵を享受しています。この自由で健康な日々を送れることの喜びを世界中の人々と共有できることを強く望みます。

わたしたち野洲市民は、人権と環境がすべてにおいて守られている社会の実現をめざすとともに、世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓い、ここに「豊かな自然に彩られたまち・野洲市」を平和都市とすることを宣言します。

平成18年 2月25日

野洲市

### 3. 野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例

平成16年10月1日  
条例第119号

#### (目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりについて、市民の人権擁護及び人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参画による部落差別をはじめとするあらゆる差別のない野洲市の実現に寄与することを目的とする。

#### (市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策の積極的な推進を図り、市民の人権擁護及び人権意識の高揚に努めるものとする。

#### (市民の責務)

第3条 市民は、相互に人権を尊重し、前条の規定により市が実施する施策に参画するよう努めるとともに、差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

#### (啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、あらゆる差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

#### (推進体制の整備)

第5条 市は、施策及び啓発活動を効果的に推進するため、国及び県等との連携を図りながら、推進体制の整備に努めるものとする。

#### (審議会)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するための重要事項について調査審議する機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、野洲市人権施策審議会を設置する。

#### (調査等の実施)

第7条 市は、この条例の目的を達成するために、必要に応じ調査等を行うものとする。

#### (その他)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

## 4. 野洲市人権尊重のまちづくり推進本部要綱

平成16年10月1日  
告示第142号

### (設置)

第1条 野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例（平成16年野洲市条例第119号）第5条の規定に基づき、人権尊重のまちづくりを推進するため、野洲市人権尊重のまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 人権尊重のまちづくりに係る計画の策定等に関すること。
- (2) 人権尊重のまちづくりに係る事業の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりに関すること。

（令7告示83・一部改正）

### (構成)

第3条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 幹事長
- (5) 幹事
- (6) 人権施策推進員（第7項及び次条第6項において「推進員」という。）

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、野洲市事務分掌規則（平成16年野洲市規則第4号）第3条第1項に規定する部長及び同条第3項に規定する政策監並びに野洲市教育委員会事務局組織に関する規則（平成16年野洲市教育委員会規則第5号）第2条第2項に規定する教育部長及び政策監並びに野洲市議会事務局規程（野洲市議会告示第1号）第3条第1項に規定する事務局長並びに野洲市病院事業管理運営規程（平成31年野洲市病院事業規程第1号）第3条第5項に規定する事務部長をもって充てる。

5 幹事長は、総務部人権施策推進課長の職にある者をもって充てる。

6 幹事は、各所属長をもって充てる。

7 推進員は、幹事が推薦する主査級以上の者をもって充てる。

（平19告示64・平20告示41・平22告示135・平31告示65・令2告示45・令2告示163・  
令7告示83・一部改正）

### (構成員の職務)

第4条 本部長は、推進本部の所掌事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、それぞれの職務に応じて推進本部の所掌事務を掌理する。

4 幹事長は、本部長の命を受けて、幹事会議を主宰する。

5 幹事は、本部員を補佐し、所掌事務を処理する。

6 推進員は、幹事の指揮監督を受けて所属における人権施策の推進に関すること及び所属における職員の人権意識の高揚に関するを行う。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部会議及び幹事会議とする。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、本部長がこれを招集する。

3 本部会議の議長は、本部長が当たる。

4 幹事会議は、幹事長及び幹事で構成し、幹事長が招集し、第2条に規定する事項について協議する。

(令7告示83・一部改正)

(小委員会の設置)

第6条 本部長は、第2条に規定する所掌事務を調査研究及び企画立案をさせるため、小委員会を設置することができる。

2 本部長は、小委員会の委員及び当該小委員会を統括する委員長を、本部員その他の職員の中から任命する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(小委員会の会議)

第7条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、小委員会の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、小委員会の会議に関係者及び関係職員の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 推進本部の事務を処理するため、総務部人権施策推進課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

付 則（平成19年告示第64号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年告示第41号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年告示第42号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年告示第135号）

この告示は、平成22年5月1日から施行し、改正後の野洲市人権尊重のまちづくり推進本部要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

付 則（平成31年告示第65号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年告示第45号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年告示第163号）

この告示は、令和2年11月7日から施行する。

付 則（令和5年告示第78号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和7年告示第83号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

## 5. 野洲市人権施策審議会規則

平成16年10月1日

規則第87号

改正 平成17年12月22日規則第46号

### (趣旨)

第1条 この規則は、野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例（平成16年野洲市条例第119号）第6条の規定に基づき、野洲市人権施策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市民の人権擁護に関すること。
- (2) 市民の人権意識の高揚を図るための教育及び啓発に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が人権施策推進上必要と認める事項に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 知識又は経験を有する者
- (2) 人権擁護委員・人権擁護推進員・人権結婚相談委員
- (3) 教育機関の代表
- (4) 関係団体の代表
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（平17規則46・一部改正）

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 会議の議長は、会長が当たる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

第7条 会長は、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会における会議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。  
(関係者の出席)

第8条 会長は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるとときは、会議又は部会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(報酬の額等)

第9条 委員の報酬の額、支給方法等は、野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年野洲市条例第48号）に定めるところによる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は総務部人権施策推進課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

付 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

付 則（平成17年規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 6. 野洲市人権施策審議会委員名簿

任期：令和6年11月1日～令和8年10月31日

区分	役職名	氏名
知識・経験者 第3条第2項(1)	(一社)守山野洲医師会	野村 哲
	野洲市人権啓発推進協議会	太田 信成
	滋賀県中央子ども家庭相談センター	井上 充子
人権擁護委員 人権擁護推進員 第3条第2項(2)	人権擁護委員	大谷 和雄
	人権擁護推進員	黒川 紀代美
教育機関代表 第3条第2項(3)	野洲市教育委員会委員	南出 久仁子
関係団体代表 第3条第2項(4)	野洲市校長会	小濱 玲子
	野洲市老人クラブ連合会	谷 とよ子
	野洲市障害者関係団体連絡協議会	西谷 厚子
	野洲市国際協会	上田 博之
市長が必要と 認める者 第3条第2項(5)	和田地区代表	山本 一郎
	公募委員	桂 光弘

(敬称略・順不同)

## 7. 策定経過

開催日		内容
令和6年 (2024年)	9月24日～11月1日	「野洲市 人権問題・男女共同参画に関する市民意識調査の実施」
令和7年 (2025年)	3月19日	令和6年度第2回野洲市人権施策審議会 ○「第5次野洲市人権施策基本計画」策定の考え方 (案)について ○「人権問題に関する市民意識調査」の結果について
	7月31日	令和7年度第1回野洲市人権施策審議会 ○第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和6年度事業実績及び令和7年度事業計画について ○第5次野洲市人権施策基本計画（骨子案）について
	11月19日	令和7年度第2回野洲市人権施策審議会 ○第5次野洲市人権施策基本計画素案について
	11月26日～12月16日	パブリックコメントの実施
令和8年 (2026年)	1月15日	令和7年度第3回野洲市人権施策審議会 ○パブリックコメントの結果について ○第5次野洲市人権施策基本計画案について

## 8. 用語解説

用語	解説
あ行	
インクルーシブ教育	<p>障がいのある人が、その能力等を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもとで、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みのこと。</p> <p>参照：国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム」</p>
H I V	<p>「Human Immunodeficiency Virus」の略。日本語では、ヒト免疫不全ウイルスといわれ、人の免疫細胞に感染するウイルスのこと。H I Vが細胞の中で増殖し、さまざまな病気を発症した状態をエイズ（A I D S : Acquired Immuno-Deficiency Syndrome、後天性免疫不全症候群）という。</p> <p>参照：厚生労働省「H I Vとエイズ」</p>
S N S	<p>「Social Networking Service」の略。インターネットのネットワークを通じて、個人間のコミュニケーションを促進する会員制サービスのことをいう。</p> <p>参照：B i z D r i v e (NTT東日本) 用語辞典「S N S」</p>
L G B T	<p>「L：レズビアン（女性同性愛者）」「G：ゲイ（男性同性愛者）」「B：バイセクシュアル（両性愛者）」「T：トランスジェンダー（心と体の性の不一致）」の頭文字をとった総称のこと。性的マイノリティを表す言葉の1つとして使用されているが、近年は、「Q：クエスチョニング（心の性や好きになる性が定まらないこと）」や「+：プラス（性は多様であり、さまざまな性のあり方があることを示す）」を加えて、「L G B T Q」や「L G B T Q +」等が用いられることがある。</p> <p>参照：N P O 法人東京レインボープライド「L G B T Q +とは」</p>
オールドカマー	<p>日本による朝鮮植民地支配に、直接的、間接的に歴史的なルーツを持つ人たちとその子孫のことを指す。国籍については、韓国・朝鮮籍の人々や日本国籍を持つ人たちも多くいる。</p> <p>参照：葛飾区「オールドカマー/ニューカマー定義」</p>
か行	
ゲートキーパー	<p>悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること。</p> <p>参照：厚生労働省「ゲートキーパー」</p>
合理的配慮	<p>障がいのある人から、障壁となっているもの・こと・状況等を解消してほしいとの意思表示があった場合に、負担が重すぎない範囲で対応すること。例えば、車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡すことなどがあげられる。</p> <p>参照：内閣府 合理的配慮指針事例集</p>

子どもの権利条約	子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約のこと。18歳未満の子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を定めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な権利も定めている。
	参照：日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」
さ行	
参画	ものごとの計画段階から主体的に関わること。
	参照：内閣府 男女共同参画社会基本法逐条解説（第5条）
ジェンダー	生物学的な性別とは区別して使われる、社会的・文化的に形成された性別のこと。
	参照：内閣府 国際平和協力本部事務局「性差：ジェンダーとセックスの違い」
ジェンダーアイデンティティ	自分の性別についての認識や感覚のこと。出生時に割り当てられた性別と一致する場合もあれば（シスジェンダー）、異なる場合（トランスジェンダー）、そのどちらでもないという感覚・場合（ノンバイナリー）等がある。
	参照：NPO法人 L G B Tの家族と友人をつなぐ会「用語集：性自認（ジェンダーアイデンティティ）」
ジェンダー・ギャップ指数	世界経済フォーラムが算出する女性と男性の間の不平等を測定する指標のこと。「政治参画」「経済参画」「教育」「健康」の分野について、0～1のスコアで表し、1が近いほど平等であることを示す。
	参照：世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report」
障害者差別解消法 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	平成25(2013)年6月に制定され、平成28(2016)年4月に施行。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。なお、令和6(2024)年4月からの改正法の施行に伴い、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化された。
	参照：内閣府「障害者差別解消法リーフレット」
人権	人が生まれながらに持っている権利のこと。「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」（平成 11(1999)年人権擁護推進審議会答申）等と定義されている。
	参照：文部科学省「人権及び人権教育について」
スクールカウンセラー	学校で、児童や生徒の悩み事等を聞き、精神的なケアやサポートを行う人のこと。
	参照：文部科学省「スクールカウンセラー等活用事業実施要領」
スクールソーシャルワーカー	学校で、児童や生徒の悩み事等を聞き、さまざまな福祉制度等を活用して問題解決へ導く人のこと。
	参照：文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業」

ステップハウス	シェルターを出た後等に、支援がある環境で暮らすことができる施設のこと。利用できる期間は1～6ヶ月程度となっている。 参照：NPO法人 いくの学園「ステップハウス（中期的自立支援保護）」
性的マイノリティ	心と体の性が一致していない人や同性に恋愛感情を持つ人等のこととで、セクシュアル・マイノリティ、性的少数者等とも呼ばれる。 参照：NPO法人 L G B Tの家族と友人をつなぐ会「基礎用語—セクシュアル・マイノリティ」
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人に代わり、成年後見人等に選ばれた人が財産の管理や契約、遺産分割の協議等を支援したり、不利益な契約を結ばないように保護したりする制度。 参照：法務省「成年後見制度・成年後見登記制度」
セクシュアル・ハラスメント	性的な言動により相手に不快感を与える、相手の生活環境を害し、またはその相手に不利益を与える行為のこと。 参照：厚生労働省「職場におけるハラスメントの防止」
た行	
多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。 参照：総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書（2006年）」
男女共同参画社会基本法	平成11(1999)年に公布・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣習についての配慮、③政策等の立案および決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という5つの理念を定めている。この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることとして、それぞれの責務が明らかにされている。 参照：内閣府「男女共同参画社会基本法」パンフレット
D V (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者やパートナー、その他親密な関係にある、またはあった人からの身体的、精神的、経済的、性的な苦痛を与える暴力的行為や、心身に有害な影響を及ぼす言動のこと。 参照：内閣府 男女共同参画局「ドメスティック・バイオレンス（D V）とは」
D V防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	平成13(2001)年に施行された法律。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都道府県が、自らが設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり、一時保護を行ったりするなど「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令等について規定している。令和6(2024)年の改正では、配偶者に対する「つきまとい」等の一定の行為を禁止する保護命令の発令要件を拡大した。 参照：全国女性シェルターネット「D V防止法」

同和問題	日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、わが国固有の人権問題のこと。部落差別ともいう。
	参照：法務省「部落差別（同和問題）を解消しましょう」
特定事業主行動計画	「女性活躍推進法」で国や地方公共団体等（特定事業主）に策定が義務づけられた、女性の活躍を推進するための行動計画のこと。
	参照：厚生労働省「女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく取組」
な行	
認知症	脳の病気や障がい等、さまざまな原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態のこと。 参照：政府広報オンライン「認知症とは」
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けすること。 参照：認知症サポーターキャラバン公式サイト「公益社団法人認知症の人と家族の会」
は行	
バリアフリー	道路の段差等、障がいのある人や高齢者にとって社会生活を送るうえで障壁（バリア）となるものを取り除くこと。またはそれらを取り除いた状態のこと。広い意味では、偏見や差別、無理解、情報入手の難しき等もバリアに含めことがある。 参照：認知症サポーターキャラバン公式サイト「公益社団法人認知症の人と家族の会」
ハンセン病	らい菌という抗酸菌によって生じる慢性の感染症のこと。主に皮膚、末梢神経を侵し、眼、鼻・のど・口等の粘膜、一部の内臓にも病変が生じる。明治6（1873）年に菌を発見した医師ハンセンにちなんで、ハンセン病という病名が用いられている。 参照：厚生労働省「ハンセン病対策等について」
ヘイトスピーチ	憎悪に基づく差別的な言動、人種や宗教、性別、性的指向等自ら能動的に変えることが不可能な、あるいは困難な特質を理由に、特定の個人や集団をおとしめ、暴力や差別をあおるような主張をすること。 参照：国連広報センター「ヘイトスピーチとは」
ヘイトスピーチ解消法 (本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)	本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた取組を推進するため、基本理念及び国と地方公共団体の責務を定めるとともに、相談体制の整備・教育の充実・啓発活動等を実施することについて規定した法律のこと。 参照：法務省「ヘイトスピーチ解消法について」

ま行	
マタニティ・ハラスメント	職場において女性従業員が、妊娠・出産・育児等を理由として嫌がらせや不利益な扱いを受けること。 参照：厚生労働省「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）について」
	行政とは異なる民間団体や個人が運営する避難施設であり、主にDVや虐待、経済的困窮等によって安全な居場所を必要とする人に、一時的な住まいと支援を提供する場所のこと。 参照：警察庁「各機関・団体における支援業務（女性・子ども）民間シェルター」
無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	過去の経験や見聞きしたことから、潜在的に持っている思い込みや自分自身でも気がついていない性差に関する考え方のこと。 参照：厚生労働省「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っていることのこと。 参照：政府広報オンライン「ヤングケアラーとは」

# **第5次野洲市人権施策基本計画**

発行年月：令和8（2026）年3月

編集・発行：野洲市 総務部 人権施策推進課

〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原 1780 番地  
TEL：077-587-6041 FAX：077-518-1860

Email：[jinkenshisaku@city.yasu.lg.jp](mailto:jinkenshisaku@city.yasu.lg.jp)